

## 平成27年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

平成27年6月25日（木曜日）午前10時開会

---

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 諸般の報告
  - 日程第 4 町長行政報告
  - 日程第 5 町長・教育長行政執行方針
  - 日程第 6 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問
  - 日程第 7 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書について
  - 日程第 8 議案第35号 平成27年度目梨群羅臼町一般会計補正予算
  - 日程第 9 議案第36号 羅臼町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定  
について
  - 日程第10 議案第37号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
  - 日程第11 発議第 4号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
  - 日程第12 発議第 5号 羅臼町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について
  - 日程第13 発議第 6号 平成27年発生の暴風雪による農業用施設被害への支援措  
置に関する意見書
  - 日程第14 各委員会閉会中の所管事務調査の件
  - 日程第15 議員派遣の件
- 

### ○出席議員（9名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	4番	宮腰實君		5番	小野哲也君
	6番	坂本志郎君		7番	松原臣君
	8番	鹿又政義君			

---

### ○欠席議員（1名）

3番 高島讓二君

---

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	川端達也君
総務課長	太田洋二君	税務財政課長	高橋力也君
納税担当課長	長屋修二君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	対馬憲仁君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括支援センター課長	斉藤健治君	水産商工観光課長	堺昇司君
水産商工観光課長補佐	平田充君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	石田順一君	会計管理者	野理幸文君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田伸哉君 次長 丸山晃君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、平成27年第2回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月17日、札幌市において開催されました第66回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 平成27年第2回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には万障繰り合わせ御出席いただきましたことにつきまして、お礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、3件の行政報告を申し上げます。

1件目は、火災の発生についてであります。

本年、2件目の火災が発生いたしました。去る5月30日、20時10分に覚知した共栄町羅臼漁港上架場で解体中の船舶の1平方メートルを焼損いたしました。

火災を発見した付近の住民からの通報により、消防署から2台の消防車が出動し、管轄する消防団からも3台が出動しました。

消防隊到着時、解体中の船舶右舷の機関室から60センチ程度の火炎が出ているのを確認しました。周囲に傷病者等の人影はなく、消火活動に重点を置き、水利として消防車車両積載水を使用し消火活動をした結果20時25分に火炎、噴煙及び延焼のないことを確認しましたので鎮火といたしました。

出火カ所は、解体中の船舶右舷機関室で、原因について調査しておりますが、今のところわかっておりません。

今後も消防団との連携を深めながら啓蒙、啓発を通し、より一層、町民の皆さんへ火災予防の周知に努めてまいります。

2件目は、平成27年度羅臼町防災訓練の結果についてであります。

本年度の防災訓練は、6月17日、午前10時40分より、羅臼町全域を対象に地震・津波を想定した避難訓練を実施いたしました。

また、羅臼消防署、羅臼駐在所、羅臼海上保安署、陸上自衛隊、羅臼漁業協同組合の関係機関に御協力をいただきながら、災害時における情報の共有化と情報伝達、関係機関の初動態勢の確認やパトロールなどの訓練を中心に実施をいたしました。

訓練は毎年、各学校、福祉施設、民間企業、団体等、全町民を対象に防災意識の高揚を図るために実施しているところではありますが、ことしは総勢1,300名の参加をいただきました。

近年の参加状況を見ますと、昨年に比べ今年度はわずかながら減少しており、例年、訓練については平日の勤務時間帯ということもありますが、今後、一人でも多くの町民の参加者がふえていくことをお願いするところでもあります。

ことしはその後、7月12日に平成27年度羅臼町総合防災訓練を実施いたします。この訓練は、町民の防災意識の普及と各防災関係機関の緊密な連携強化を図るため、2年に

一度、実践的な総合防災訓練として実施しております。

災害から町民の生命と財産を守るためには、防災関係機関の連携、体制強化はもちろんでありますが、自分の命は自分で守るという町民一人一人の心構えが大切であります。

7月12日は日曜日でありますので、1人でも多くの町民の皆様に参加をお願いし、報告といたします。

3件目は、既にお手元に配布してございます、6月23日現在における市場の鮮魚取扱高の状況でございます。

トータルで見ますと、昨年から見ると数量で1,036トン減の対前年比86.8%であります。金額では、7,914万6,000円増の対前年比4.5%上回っております。

特にホッケ、タラ漁におきましては非常に不漁が続いている状況であります。これから、昆布漁も始まりますが、鮮魚につきましても今後の豊漁に期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第5 町長・教育長行政執行方針

---

○議長（村山修一君） 日程第5 町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に町長、行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 平成27年第2回定例町議会の開催に当たり、これからの行政執行への所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆さんに私の考え方をお伝えするとともに、御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

私はこのたびの統一地方選挙におきまして、町民の皆様のご信託をいただき羅臼町長に就任し、町政を担当させていただくことになりましたが、その責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

同時に、私の愛してやまない、ここ知床羅臼町という船の船長としてかじを持たせていただきますことに、この上ない喜びと町民という多くの乗組員の安心・安全を確保しながら幸福への航海が始まることへの期待感と覚悟をさせていただいたところであります。

私は2期8年間、羅臼町議会議員として羅臼町行政を見守ってまいりましたが、その間も含め前脇紀美夫町長の12年間はまさしく激動の12年間でありまして、合併問題、自立プランの作成、春松小学校建設、そして何よりも町立国保病院の診療所化と診療所改築後における公設民営化など、行財政改革の断行、自助・共助・公助による協働のまちづくりの推進を掲げ、多大な御尽力をされ、今日の羅臼町発展に心血を注いいただきました。ここに改めて、その御努力と御苦勞に対しまして、心より感謝と敬意を表する次第であります。

初代羅臼村長村田吾一氏から数えて私で7代目となりますが、先人の築かれてきた歴史ある羅臼町の町長として責任を持ってお預かりし、町民の幸福のために全力を尽くすことを初めにお約束をさせていただきます。

行政を執行していくに当たり、基本的には現在までの取り組みを引き継ぎ、さらに肉づけしていくこととなりますが、まずは私が羅臼町長に立候補して町民の皆様に訴えてきた想像から創造へというキャッチフレーズを具体化していくことであると思います。

町民の声にしっかり耳を傾けること、そして羅臼町の現状を町民の皆様に知ってもらい、その上で将来の羅臼町を想像していただくことから始めたいと思っております。

そこで、既に協力要請はしておりますが、町内会単位で町長との座談会を開催いたします。膝を交え、お互いの立場で悩みや将来への不安や希望など、腹を割って語り合うことで、町民の皆様と羅臼町の課題や今後のあり方について共通の認識が持てることを希望しております。

その後、町内の各種産業団体や経済団体とも羅臼の将来についてお話できる機会を設けたいと考えております。その対話が一段落しましたら、羅臼町民が幸福になるためのKプロジェクトとして「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」と「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」を設立いたします。

私の考えるKプロジェクトのイメージ図を添付しておりますが、それぞれの行動目標をKの頭文字であらわしております。

「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」では、これからの羅臼町の未来を60歳以下の町民で考え、実践していくこととなります。この創造会議への参加資格は60歳以下の町民、もしくは知床羅臼をこよなく愛する人であるということだけであります。まず、登録をしていただき、自分の興味のあるテーマによって自由に参加できるようにいたします。

最初は、羅臼町のスポーツと花などを見直しすべきかをテーマにする予定であります。その後は、会議の中で出たさまざまな課題や問題点や夢や希望などをテーマとして開催していきたいと考えております。

この創造会議では、自分たちの未来は自分たちで考えるということに気づき、同じ志を持った仲間が集い結集し、しっかりと計画を立て、みずから行動し、結果を出し、それを検証して次に生かしていくこと、すなわち継続をするといった七つのKを頭文字にした行動目標を掲げ、活動することでまちづくりへの参加意欲と自主性、公共性のもと、新たなリーダーがあらわれることを期待するものであります。

「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」では、アンダー60創造会議で話されたことをお伝えし、助言、提言をいただくとともに、若い世代の応援団として後援いただき、ともに活躍、協働し、経験に裏づけされたよき習慣や歴史や技術、大自然の中で生きていくための知恵など、次世代を担う若者たちに継承していただきたいと思っております。

また、この世代の抱えるさまざまな不安や問題についても一緒に考え、解決策を見出していければと思っております。

世代を超えるいろいろな問題については、「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」と「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」とともにお集まりいただき、御相談させていただくことと考えております。

このような機会の提供を通じ、町民の皆様には自分のまちのことは自分たちで考え、つくり上げていくといった意識を持っていただきたいと希望するものであります。行政としましても、全てお任せするのではなく必要なものや効果の期待できるもの、すばらしいアイデアなどには積極的に助成、公助していくものでありますし、最終的な決断と責任は当然、町長である私にあることは言うまでもありません。

それぞれの世代や立場を理解し合い、ともに活動することで絆を深め郷土愛を育み、知床羅臼のすばらしい未来を創造していくことを願っているものであります。

幸福と感じる物差しも持っているスキルや経験もそれぞれ違うわけでありますから、お互い協力し、尊重し合い、善意を持って行動していく町民の心こそがまちづくりの基本にあると思っております。

今年度は、第7期羅臼町総合計画の策定の年度になります。国は、経済対策という方針のもと、さまざまな政策を打ち出しております。中央大都市圏では、株価の上昇や円安によるインフレ傾向により景気が上向いていると言われておりますが、地方では景気がよくなっているといった実感は余りないように思われます。

私たちの住む地方自治体を取り巻く環境の厳しさもまだまだ続いておりますし、今後、しばらくは現在までの危機的状況の中、取り組んできたことを検証し、さらに効率的に、また効果的に作用するような計画を各種団体から推薦をいただいた方や町民の一般公募で応募のあった方々で組織する策定委員会と役場庁舎内プロジェクトで協議をして、今年度中に策定してまいります。

地域産業の活性化につきましては、羅臼町産業活性化プランに基づいた取り組みを推進しており、近年、地場水産品の高付加価値化と地域資源の有効活用を図った新たな商品開発が進められ、商品化が実現しております。

今後は、商品の需要が拡大し、地域資源のPRにつながっていくことを期待し、引き続き羅臼漁業協同組合や羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会等と連携、協力しながら、地域資源を最大限に生かした主体的取り組みに対し、効果的に支援してまいります。

基幹産業であります漁業につきましては、昨年のイカ漁が前年の40%ほどの水揚げにとどまりましたが、100億円以上の水揚げを維持することができました。

しかし、主要魚種のホッケについては、ここ数年極端な不漁にあり、スケトウダラについても前年をわずかに上回りましたが、全体的には依然として厳しい状況にあります。

このことから、引き続き羅臼漁業協同組合の実施する沿岸資源の維持、増大と藻場の回復活動に対する支援とともに、これからの浜の目指す姿について、羅臼漁業協同組合と連

携しながら、行政としてでき得る対応をしてまいります。

また、ここ数年、羅臼昆布の消費拡大に向けたPR活動を羅臼漁業協同組合が積極的に実施しておりますが、羅臼昆布を初めとする羅臼ブランドの販路拡大事業として羅臼海産物など、首都圏で販売、PR活動事業を実施し、一層の知名度アップに支援してまいります。

さらに、女性の社会進出支援と雇用を図る浜の母ちゃんごっこ市の軽トラックによる移動販売や地場資源の有効活用を目的とした未利用資源による新たな製品開発を実施し、6次産業化に向けた取り組みや地域内循環を好循環へ転換させる取り組みについて、羅臼漁業協同組合を初め、各団体と協議をしてまいります。

北方四島周辺の安全操業につきましては、漁獲量等従来と同様の条件により操業を継続しておりますが、依然としてロシアトロール船の操業による漁業資源の減少や漁業への被害等が減ることなく、極めて憂慮すべき事態が続いております。

また、一昨年より同じく根室海峡を漁場とする標津町、別海町におきましても、ロシアトロール船の操業が確認されたことにより、今後もオール羅臼と3町合同によるロシアトロール船の即時操業停止について、要請活動を今年度は諸般の事情によりおこなわれておりますが、継続して実施してまいります。

観光につきましては、知床羅臼町体験学習推進協議会で行っている修学旅行等の受け入れ、また日本丸の帰港など、交流人口の増大に努めてまいりましたが、地域資源を活用した体験事業を関係機関と連携を図りながら一層の充実を図り、受け入れを継続してまいります。

羅臼観光の目玉となっておりますホエールウォッチングやバードウォッチングは国内外から高い評価を受けており、観光客の増加に貢献しているところですが、外国人旅行客を含めた観光客の受け入れ体制の整備、ガイド養成など、改善していかなければならない課題もあります。

交流人口拡大事業としては、観光PR用DVDの作成や道内外の旅行会社への観光誘致やPR事業を実施し、これまで以上に積極的な観光PRを知床羅臼町観光協会を初め、関係機関の協力をいただきながら、より一層トップセールスを行い、観光振興に努めてまいります。

また、道の駅界限の観光振興策につきましては、町内の団体、一般住民によって昆布フェスタの開催や地場産品の炭火提供など、新たな動きが出てきておりますので、今後も地域の主体的な取り組みに対して積極的に支援し、道の駅界限の活性化に努めてまいります。

農業につきましては、昨年離農した農家が1戸ありますが、幸いにその後を引き継ぐ若い新規就農者に恵まれ、この6年間で3件目の新規就農者の参入となりました。峯浜地区集落におきましては、本年、乳質改善の最優秀賞を集落で受賞するなど、農家数9戸の小規模な集落ではありますが、酪農振興に頑張っているところであります。

また、今年度から乳製品の試作品の開発に向けた乳製品の開発事業を計画するなど、積極的に酪農に取り組んでおり、町としても支援してまいります。

なお、当町におきましては、各関係機関の協力のもと順調に農業後継者が就農されておりますが、全国的、管内的に見ても酪農を取り巻く後継者問題が深刻な課題となっておりますことから、離農者が発生した場合に備えて、今後とも関係機関と連携を図りながら誘致活動を行ってまいります。

安全で安心な暮らしを確保するため、災害に強いまちづくりを目指し、いつ発生するかわからない地震、津波などに備え、町民が迅速に避難することができるよう、防災ハザードマップを作成するとともに、ライフラインが途絶えたときなども想定し、災害用備品や食料などの防災備蓄品の整備を計画的に進めてまいりましたが、当初の計画がほぼ完了いたしましたので、今後は町民みずからの備えの重要性を啓発してまいりたいと思います。

また、東日本大震災を初めとしたたび重なる自然災害を教訓に、国の防災基本計画が見直され、北海道においても地域防災計画の改正が行われました。

これを踏まえ、当町の防災体制のさらなる充実を図るため、本年2月に羅臼町地域防災計画の改正を行ったところでありますが、地震や津波といった大規模な自然災害とは別に、海と山に囲まれた当町にあって、異常気象などにさまざまな資源災害が発生しておりますので、今後はこの計画をもとにそれぞれの災害に対応できるよう、関係機関や町民の皆様と協力して避難計画などの作成に取り組んでまいります。

災害発生時には、皆さんが自分で、あるいは周りの方と協力しながら行動していくことが重要です。自分の命はみずから守るといった防災の原点に立って、地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、自主防災組織の推進や防災訓練を通じた活動の促進を図ってまいりましたが、いまだ不十分な体制でありますので、今年度におきましても引き続き地域防災力の向上に取り組んでまいります。

当町では、これまでも气象台などから情報をいただきながら、暴風雨や暴風雪などには警戒をしていただくため、防災無線や携帯エリアメールを使って町民周知をしてまいりました。

しかしながら、発信内容に制限のある携帯エリアメールでは、早期の情報発信ができていない状況にありますので、今年度は新たに登録制のメール配信システムを構築してまいります。

災害に強いまちづくり、人づくり、体制づくりに向けて防災意識の普及啓発、防災訓練の実施、大規模災害に備えた初動態勢の充実・強化を関係機関と連携しながら取り組んでまいりますので、町民一人一人もいつ起きるかわからない自然災害の命を守るという行動への意識の向上に取り組んでいただきたいと思います。

町営住宅につきましては、老朽化の著しい団地の建てかえや集約化、また長寿命化を促進する改善などの整備が求められており、地域特性や住民事情等を踏まえた羅臼町町営住宅等長寿命化計画を平成25年度に策定しております。

今年度において、礼文町団地1棟の屋根防水改修工事を計画しており、安全に安心して住み続けられる良質な町営住宅の形成を目指して事業を推進してまいります。

町民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む当町にとっても一人一人の町民にとっても重要な課題です。しかしながら、特定健診の受診率は依然として低い状態で推移し、健診を継続的に受けることの重要性や重症化予防として健診を受けることの必要性が十分理解されていない状況が課題となっております。

そのため、一人一人の生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視して健康増進を図り、引き続き各種がん検診や特定健診の受診率向上など、生活習慣予防対策に努めてまいります。

特に、特定健診の受診率向上につきましては、これからの元気な高齢者をふやすためにも重要となることから、町民みずからが取り組む健康づくりとして自分の健康はみずからがつくり守るものという意識を基本に、健診を受けることは自分や家族のために大切なこととして、職場や家庭で自分の健康に関心を持っていただくとともに、当町としては関係機関と連携強化を図り、制度周知と啓発活動、受診しやすい環境の整備など、継続して実施してまいります。

誰もが住みなれた地域の中で、人々がつながり支え合い、そして健やかで心豊かに安心して暮らし続けていけることができる社会の実現は私たち全ての町民の願いであり、こうした社会を支える重要な基盤であります地域医療体制を核として、羅臼町の医療ビジョンを推進するため医療、保健、福祉、介護の連携強化に努めているところであります。

しかしながら、国保診療所では看護師の不足が続いており、看護師確保対策が急務となっておりますが、関係機関と連携する中で松江市立病院との間で職員派遣協定を締結し、3カ月間の看護師派遣研修事業により合計2名の看護師を派遣していただくことになりましたので、国保診療所の持続可能な医療体制が確保されるとともに、地域包括ケアが充実されることとなりました。

特に、国保診療所につきましては、平成24年度に指定管理者制度を導入し、社会医療法人孝仁会による運営が開始され4年目を迎えました。この間、24時間救急の受け入れ、入院病棟の再開、透析治療も順次開始され、加えて併設される知床羅臼通所リハビリセンターでは、通所リハビリの提供も行われているなど、診療所の運営につきましては順調に推移しており、社会医療法人孝仁会には羅臼町の医療ビジョンによる医療を安定的に提供していただいていることに対しまして、感謝を申し上げる次第であります。

なお、来年度につきましては、指定管理の協定期間であります5年目を迎えますが、診療所の運営につきましては医療と保健と福祉、介護が連携した地域包括ケアの推進を図るとともに、町民の命を守るためにも社会医療法人孝仁会には引き続き運営をお願いしてまいります。

また、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいを中心に医療、介護、予防、生活支援が一体的に切れ

目なく提供される地域包括ケアシステムの充実に努めておりましたが、地域包括ケアの充実には地域ケア会議の設置による地域課題の発見や社会資源開発、政策形成への展開が必要であります。

本年度は、地域ケア会議のあり方などについて検討するとともに、他職種連携による実効性のある地域ネットワークの体制づくりの推進、強化に向けて引き続き努めてまいります。

また、介護が必要になる前から、介護予防に対して意識を高く持ち、地域で健康な生活が続いていけるように認知症予防教室を開催し、要介護認定者の減少に努めてまいります。

国民健康保険は、ほかの医療保険等に加わっている方を除いた全ての住民を被保険者としており、国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしていることから、その安定運営に努めておりましたが、国民健康保険はさまざまな構造的な問題も抱えており、持続可能な医療保険制度を構築する視点からも、その運営については都道府県が担うことを基本とする方向性が国から示されたところであります。

今後もその動向を注視しながら、広域化することによって住民サービスが低下することのないよう留意するとともに、平成29年度の移行に確実に対応できるよう準備を進めてまいります。

また、後期高齢医療制度についても引き続き円滑な運営に努めてまいります。少子化やそれに伴う子供を取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子供の成長にしっかり向き合いながら質の高い教育、保育や子育て支援サービスを安定的に提供することが重要であり、これまでも夫婦共働き家庭の増加やひとり親家庭の支援が求められてきましたが、今年度から羅臼小学校の空き教室を利用して羅臼小学校放課後児童クラブを新たに開設し、就労等で昼間保護者がいない家庭を支援する保育体制を整備しております。

また、地方創生先行型交付金を活用し少子化対策支援事業として結婚、出産、子育てを支援する結婚祝金、第3子以降の出産祝金、幼稚園入園料補助事業の実施と小さなお子様を連れての方が安心した利用できるよう、子育て支援センターと役場庁舎内に授乳スペース等の環境整備を図ってまいります。

障がいのある人もない人もお互いを対等な人格として尊重し合い、人間として対等な立場でともに支え、ともに生き、ともに参画できるよう社会の実現を目指しておりますが、一般就労も含めて障がいのある人の働く場の確保、拡大を進めていく必要があります。地域活動支援センターと連携し、就労支援体制の充実に努めていくことが求められています。

そのような中、就労継続支援事業が社会福祉協議会によって開設され1年が経過し、順調に推移しているものと思っておりますが、障がい者の自立生活の基盤づくりに向けて引き続き支援してまいります。

当町は、知床の自然環境保全に努めながら漁業と観光を軸とした豊かなまちづくりを推進しているところでございます。知床の環境保全と地域の活力と魅力を高めることを目的

とした羅臼町環境基本計画が平成24年4月に作成され、さらには平成26年4月に羅臼町不法投棄防止条例が施行となり、行政だけではなく、町民各事業者、そして当町を訪れる滞在者が環境に配慮した行動や保全活動を連携していくことを呼びかけています。

しかし、町内に目を向けると空き缶やペットボトル等のポイ捨てなど、不法投棄が後を絶たない状況にあります。一部の心ない者が羅臼町全体のイメージダウンになっております。昨年1年間の不法投棄は件数で14件、数量では1,040キロとなっており、そのうち3件、約180キロの不法投棄物につきましては投棄者が判明したため、羅臼町不法投棄防止条例に基づき措置命令書の発行とともに、嚴重注意をし、投棄者本人に処理をさせ、判明した3件についてはいずれも漁業関係者だったことから、今後も羅臼漁業協同組合広報誌でも不法投棄防止について啓発を実施してまいります。

自然豊かな羅臼町を後世に引き継ぐため、広報誌等での啓発強化を図るとともに、連合町内会、老人クラブ、小中高校生、根室自然の番人宣言事業者ほか、各関係機関と連携し、世界自然遺産にふさわしいまちを目指してまいりますし、各家庭内におきましても不法投棄、ポイ捨ての撲滅を話題にさせていただきたいと考えております。

合併処理浄化層につきましては、平成3年度から当町の生活排水処理対策として普及促進を図ってまいりましたが、年20基の計画目標に対しまして、平成24年度以降は目標計画を下回っており、普及率は平成26年度末で44.53%となっております。

普及率が伸びない要因として、市外地区は家屋が密集しており、設置スペースの制限上、既存住宅改修での合併処理浄化層の普及が進まないのが原因と考えており、その対策について検討してまいります。

きれいな河川や海を後世に残していくために引き続き、合併処理浄化層の普及促進を図ってまいります。

21世紀は人々に職業生活や日常生活において正解の出しにくい課題への対応を迫る時代となっております。身近なところから地球的規模に至るまでのさまざまな困難や課題に対し、得られた情報をもとに正解を出していかなければなりません。

そんな出会いと応答することを当市で人生の局面を乗り切っていく生き方を能動的、創造的に、そして協働していける人々が社会の中核を担い、21世紀をつくっていくことが求められております。

世界自然遺産のまち羅臼の教育は、豊かな自然に恵まれた環境の中で子供たちの個性や可能性を延ばし、豊かな心を育み、確かな学力と郷土に誇るを持てる人材と文化を育てることにあります。

また、まちを形成し、まちを持続発展させていく原点はそれぞれのコミュニティーであり、基本的には町民一人一人の意識の持ち方であると思います。そして、町民の皆様がこのまちで生まれてよかったと思えることであります。

重要なことは、人材育成にありますので羅臼漁業協同組合を初めとする各種団体とともに、プロジェクトチームを立ち上げ、次世代を担う若者たちが自分のライフプランを考え

る機会を設け、地域を巻き込んで知床羅臼の未来を創造していきたいと思っております。このプロジェクトチームは「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」とも連携しているものと考えております。

地域と議会の御理解をいただき決定しました新設の知床未来中学校の新校舎建設に向けまして、今年度は実施計画の策定作業を進めてまいります。これと並行して、引き続き選考委員会を中心に校歌、校章の決定など、多岐にわたる具体的な内容について作業を進めてまいります。

また、本年4月より新教育委員会制度がスタートいたしました。今後、新たに定められました総合教育会議を開催し、教育の大綱の策定を進めてまいります。

当町の財政運営について、現在まで推進してきた行財政改革を継承し、引き続き財政健全化に努めてまいります。

当町の財政構造であります。議員各位も御承知とは存じますが、歳入予算の多くを町税と地方交付税に求めており、その割合は町税で約18%、地方交付税割合で約58%、あわせて76%を占める状況であります。

このことから、限られた財源を確保するため町税の滞納者には早期の滞納処分の実施、延滞金の徴収などにより納期内納税の推進、収納率の向上を図るほか、釧路・根室地方税滞納整理機構と連携し、より公平、公正な徴収事務を進めるとともに、羅臼漁業協同組合など、関係団体に一層の協力を求め、納めやすい環境づくりに努めてまいります。

また、税外収入についても、昨年度制定した債権管理条例に基づき強制執行や延滞金などの徴収等、適切な債権管理に努めてまいります。

さらに、現在実施しております知床羅臼まちづくり寄付事業に特典をつけて、寄附金の増額と地元特産品のPRや産業活性化に結びつけることができるふるさと納税の特典制度につきましても、今後、関係機関からの協力もいただき、より効果的な方法で早急に実施してまいります。

一方、歳出の中で必ず支出しなければならない義務的経費であります人件費、扶助費及び公債費総額の割合は約47%と半数近くを占めており、弾力性のない非常に窮屈なものになっていることから、今後とも次世代の子供たちに誇れるまちづくりを継続するため、歳出全般の内容を検討し、特に人件費については短期的、長期的な考えのもと改めて見直しも含めて検討してまいります。

また、将来の財政運営安定化を目指すための財政調整基金等や今後の大きな事業であります知床未来中学校建設に向けての文教施設整備基金への計画的積立をしてまいります。

いずれにしましても、身の丈に合った当町の独自の財政構造を構築し、将来的見地も含め安定した財政運営を目指してまいります。

まちづくりを進める中で重要な政策課題など、町単独では実施できないものにつきましてはこれまで同様に国や北海道、関係機関などに支援をしていただくよう要請を行ってまいります。

国道につきましては、一般国道335号標津防災の整備が今年度より一部着手されていますが、引き続き早期完成に向け要請してまいります。

国道は当町において唯一の幹線道路であるとともに、経済、観光、住民生活や医療・救急活動など、当町における生命線である重要な道路でありますので、特に冬期間通行どめが起きない防災対策の強化を求め要請してまいります。

海岸高潮対策事業につきましては、建設海岸では5カ所の整備が継続され、さらに平成27年度より2地区において現地調査が予定され、順調にいくと平成28年度より整備が開始される計画となっております。

また、町内の漁港海岸1カ所で工事が継続されており、1カ所で今年度より整備が始まる予定となっております。

未実施である三つの町内会につきましては、海岸に関する懇談会を開催し、その結果をもとに北海道へ建設の要請をする予定であります。

羅臼漁港は、中央埠頭耐震岸壁の整備が平成30年までの予定で進められており、来年度以降、国道からの取りつけから昆布倉庫前までの漁港内道路の補修が計画される見通しとなっております。

また、深層水の取水が落ちている問題で、開発局が調査した結果、取水口部分に漁網が絡まっていることが発見され、7月1日から3日までの予定で漁網の撤去を進めることとなっております。

漁港整備につきましては、峯浜漁港の砂の堆積を防ぐ防砂堤の工事が平成29年度までの予定で進んでおります。また、漁港が持つ機能を保全する事業の調査が終了した相泊漁港や於尋麻布漁港の補修など、平成28年度実施に向けて北海道が準備を進めております。

さらに、松法漁港、オッカバケ漁港でも調査が始まる計画となっております。

土砂災害、雪崩災害対策の治山事業につきましては、去年は町内の14カ所で事業が実施され、3カ所が終了しております。本年度におきましても、23カ所の事業を要請しており、9カ所着手される計画となっております。

また、幌萌町で発生した地滑りにおきましては、関係機関で構成する災害対策本部を設置し、対策を講じたところですが、現在、北海道におきまして地質調査やボーリング調査を実施しているところであります。

これまでに、北見工業大学や北海道立総合研究機構地質研究所等の複数の機関が調査したところ、現時点では大きな変化が見られないとの調査結果が出されたため、災害対策連絡室に切りかえ、関係機関と情報交換を密接にするとともに、心配される海への土砂流出防止等の措置を関係機関に対し要請してまいります。

今後とも治山施設の設置や森林の整備、保全事業は早急に進められ、町民が安全・安心に生活できるよう要請してまいります。

以上で、私の在任中における所信の一端とまちづくりの基本について申し述べさせてい

いただきましたが、町民の安心・安全を守るために多くの課題解決をしていかなければなりません。そのために、前段申し上げました第7期羅臼町総合計画の策定、財政計画を進めている最中であります。

しかしながら、当町の現状は日本創生会議が発表した存続が困難となる自治体、消滅可能性都市に該当し、急激な高齢化による衰退が指摘されております。

さらに、漁業は水揚げの不安定な状況が続いており、行政運営を維持していくための安定した財源確保が極めて難しい事態を重大な問題として認識しなければなりません。

こうした現下にあって、私は次世代の子供たちに誇れる羅臼町をつくっていくために勇気を持ち、大きな決断をする時期であると考えており、町民の皆様と一緒に考え、行動していく、未来創造を实践する行政を執行してまいります。

そのために、全身全霊、羅臼町民と羅臼町発展のために全力を傾注してまいりますので、議員各位を初め、町民の皆様、そして羅臼町を応援してくださる全国の皆様に御支援、御協力をお願いを申し上げ、私の行政執行方針といたします。

○議長（村山修一君） 次に、教育長、行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（山崎 守君） それでは、平成27年度教育行政執行方針を申し述べます。

我が国の教育をめぐる情勢については、ことし4月から法改正された新教育委員会制度を初め、道徳の教科化や大学入学者選抜など、新たな時代が求める課題に対してさまざまな論議がなされているところです。

また、子供たちを取り巻く環境は情報過剰化時代の影響を受け、危険ドラッグの蔓延やネット犯罪など、より多様化、複雑化しており、対応の困難さを痛感しております。

当町の教育委員会におきましても、地域づくりの基盤として教育が果たす役割を見据えながら、生まれ育ったふるさと羅臼の躍進を想像し、たくましく行動する心豊かな町民の育成を図るため、関係機関や関係団体と連携をしながら教育行政を推進してまいります。

とりわけ今年4月より新教育委員会制度がスタートいたしました。今後、新たに定められました総合教育会議を開催し、教育行政の重点施策である教育の大綱の策定を進めてまいります。

また、いじめ問題対応など、重要かつ緊急性のある事項についても、町長部局との協議を進めてまいります。

町立中学校の新校舎建設に向けまして、今年度は実施設計の策定作業を進めてまいります。これと並行して、引き続き選考委員会を中心に校歌、校章の決定など、多岐にわたる具体的な内容について作業を進めてまいります。

新しい社会の中で夢と希望の実現に向けて力強く成長することができるよう、学校や関係機関、関係団体と連携を深め、羅臼の子供は羅臼の大人が羅臼のまちでを基本に知・徳・体の調和のとれた成長と発達を全力で支援してまいります。

また、学習することができ、学習成果を生かすことのできる生涯学習社会に入り、学ぶ

ことの重要性がますます増しています。このことから、町民の皆様が生涯にわたって豊かな学びが続けられるよう、職員が一体となって最善の努力を傾注してまいります。

生涯学習社会の実現に向けまして、教育委員会が進めております学校教育と社会教育について、次の二つの観点から推進してまいります。

学校教育につきましては、当町の子供たちがたくましく生きていくために必要な基礎的、基本的な知識と学力及び技能を確実に習得させるとともに、未来の羅臼町を担う人材が育つために求められる思考力や判断力、表現力などが培うよう、幼稚園から高等学校までの学びの接続を見通した幼小中高一貫教育を進めてまいります。

また、学校が取り組むPTA活動を充実させ、地域と連携した取り組みを充実していきながら、地域に開かれた学校づくりを推進してまいります。

社会教育につきましては、第6次社会教育中期計画の最終年になり、各種事業を推進する中で、町長部局や関係機関、団体との連携を踏まえながら、青少年活動の支援を初め、青年リーダーの育成に努め、町民一人一人がみずから必要な活動を実践し、生きがいのある活動につながるよう、各種の学習機会を提供し、学びの成果が活用できる生涯学習社会の実現を目指してまいります。

また、第7期羅臼町総合計画との整合性を図りながら、羅臼町第7期社会教育中期計画の策定を羅臼町社会教育委員の会へ諮問をいたしました。

それでは、学校教育、社会教育のそれぞれの推進主要施策について説明してまいります。

学校教育の推進につきましては7点申し上げます。

1点目は、人間形成の基礎を培う幼稚園教育についてであります。幼稚園教育は、発達や学びの連続性を考慮した取り組みを通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

そのため、文部科学省が制定している幼稚園教育要領に基づき、園児一人一人の活動に沿った柔軟な指導を行い、望ましい心身の発達を助長し、たくましく生きる力の基礎を育成しなければなりません。

当町におきましては、少子化や核家族化の中で子育てに対する過保護や過干渉、育児への不安を抱く若い保護者がふえるなど、幼児教育への新たな対応が求められています。

PTA活動の取り組みを通して家庭教育学級を開催するなど、学習機会を保護者へ提供し、問題解決を目指す取り組みを図ってまいります。

幼稚園から小学校への円滑な接続を図るための幼少スタートカリキュラムを策定し、生活や学びの接続を実践しておりますが、今年度もそのさらなる内容の充実と向上を図るための検証を行ってまいります。

また、日々の教育活動においては、遊びを通して集団生活の体験や好奇心、創造的な思考力を育て、健康な心と体を育む教育として昨年度完成した副読本「知床学」の活用やオーディネーショントレーニングを取り入れて充実を図ってまいります。

教員につきましては、園内研修を初め、各種研修会への参加を督促し、資質の向上を図る研修や支援教育に関する研修を推進してまいります。

2点目は、確かな学力を育む学習指導についてであります。次代を担う子供たちが変化の激しい時代の中で自立して、たくましく生きていくためには基礎的、基本的な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力も表現力などの育成と、それらを活用する力、すなわち確かな学力を学校の教育活動を通してしっかりと育むことが求められています。

そのため、引き続き羅臼町が取り組む幼小中高一貫教育や北海道立教育研究所と北海道教育大学釧路校との連携、協力により推進してまいります。

幼小中高一貫教育教育につきましては、各校の校内研修や学習指導法研修会、羅臼町幼小中高一貫教育研究会の取り組みを通して課題解決に向けた組織的な活動を支援するとともに、各教科の習熟度を高めるためのわかる授業の展開とともに、学ぶ姿勢や学ぶ態度の育成などに努めます。また、小学校から中学校へつなげる小中一貫カリキュラムの開発に取り組みます。

北海道立教育研究所と北海道教育大学釧路校との連携協力につきましては、一貫教育の合同研修や教師力向上研修等と連携協働して、各種研修を当町において開催し、教職員個々の授業力向上を図る研修機会を進めているところです。

また、教育大学学生による放課後学習支援を初め、学生ボランティア事業を受け入れるなど、学校における学力向上を図る必要な取り組みを今年度も積極的に支援をしてまいります。

また、子供たちの学力向上を図るためには、家庭における生活習慣や学習習慣の定着が重要な役割を果たします。家庭における生活習慣、学習習慣の定着に向けて、昨年度、「羅臼っ子のきまり」、「羅臼っ子学習のきまり」、「羅臼町小中校生生活のきまり」が完成しました。

この定着、実現を図るためには、学校全体での指導やPTAにおける取り組みと地域の暖かい支援が必要です。そのための方策の確立に努めてまいります。

3点目は、信頼される学校づくりについてであります。

学校は、保護者や地域住民から寄せられる意見や要望を的確に把握し、組織的、継続的に運営の改善を図り、家庭や地域の理解を深める活動が求められています。

そのため、各校の学校経営方針に基づき行われる学校評価につきましては、子供たちや学校の状況に関する共通理解を深めることや学校、家庭、地域の連携協力を促す工夫に生かすほか、各種調査の結果を積極的に提供し、学校の説明責任を果たしてまいります。

また、教職員には確固たる職業倫理観や高い使命感が求められ、教育に対する信頼感に応えることが期待されています。そのため、日ごろの教育活動を通して保護者や子供たちの信頼関係を深める活動を支援するとともに、子供たちや保護者などから疑惑や不信を招くことがないように、各種の法令や服務規律の遵守について啓発を行ってまいります。

4点目は、豊かな心や健やかな体を育む教育についてであります。

子供たちの豊かな心や健やかな体を育むためには、家庭や地域と連携しながら発達段階に応じたさまざまな体験活動が求められています。

地域の大人や異年齢集団との交流を初め、世代間交流や自然体験学習、診療所や福祉施設での体験活動、漁港、通学路の清掃ボランティア活動などを推進し、生きることの尊さや自然に親しみ愛護する心、環境を保全しようとする態度などを育ててまいります。

また、社会環境の変化や生活様式の多様化などに伴い、子供たちの身体活動も変化してきています。当町の小学校5年生及び中学校2年生の体力運動能力、運動習慣等の調査の結果、総体的に男女とも身長に対する体重の割合が高く、肥満の割合が全国平均を上回る結果となっております。

そのため、子供たちが将来にわたって健康な生活を送ることができるよう、運動に対して関心を持ち、スポーツを楽しむ工夫や体を動かす楽しさなどを体感しながら、基礎体力を高めるための取り組みを推進してまいります。

また、食育を通して子供たちの望ましい栄養摂取や当町の食文化や水産物などに対する理解を高める事業を推進するとともに、医療や保健機関とも連携をしながら、校内における肥満児童、生徒の指導体制の確立を図ってまいります。

子供たちの成長と発達に伴う生徒指導の問題につきましては、学校と保護者が一体となって取り組む活動を支援するほか、関係機関との連携、協力体制を進め、実効性のある問題解決に努めるとともに、校内における相談体制の充実を図ってまいります。

5点目は、羅臼町支援教育の推進についてであります。

教育、福祉、医療関係者が連携し、乳幼児の段階から義務教育への円滑な移行を図ることや、困り感のある子供たち一人一人の成長と発達に寄り添うことを目的として、羅臼町育ちの手帳「こんぱす」を運用し、成果が確認されています。

今年度は、幼稚園長兼務となりますが、特別支援教育主幹を配置し、地域的な特徴を生かしながら子供とその保護者、学校などと連携を強め、充実した運用を目指すとともに、卒業後の社会参加と自立を目指すことができるような必要な支援体制を検討してまいります。

また、一人一人に応じた指導の充実を図るため、教職員や校内における特別支援教育コーディネーターなどの研修会を開催し、専門性の向上を図るほか、北海道教育大学釧路校が行う最終年度となります教員の特別支援学校教諭免許取得講習会の参加を奨励し、ともに学び、ともに育つ包括的な支援教育の確立を目指す活動を推進してまいります。

6点目は、E S Dの推進についてであります。

E S Dとは最近の言葉で言いますと、羅臼町がいつまでも持続可能な社会の実現のための教育となります。羅臼町は、世界でもまれな豊かな自然のあるところ。身近な郷土の歴史や自然への興味や関心を深め、体験を重ねることは子供たちの豊かな心情や思考力の芽生えを培え、豊かな創造性を育てます。

幼稚園から高校までの一貫して羅臼の自然や文化が学べる当町独自の副読本「知床学」

が新たに完成しました。知床半島の自然や文化、動植物の多様性を初め生物間のつながりなど、教育的なねらいを明確にし、体系的、系統的な取り組みを進め世界自然遺産のまち知床を次世代に継承していく活動を推進してまいります。

また、教職員の資質の向上を図るE S D研修会を開催します。幼稚園から高校まで登録となっているユネスコスクールはユネスコ活動の取り組みを体験的な学びをすることにより、豊かな感性や思考力の芽生えを育みます。この成果は、第5回ユネスコスクール研究発表会を開催し発表します。

今年度は、高校性が国際野生動物管理学会知床シンポジウムでユネスコスクール活動の実践発表を行うことになっております。この大会に参加できるよう支援してまいります。

7点目は、中学校の適正配置計画推進についてであります。

羅臼町小中学生の適正配置計画は、保護者や地域の皆様の深い御理解をいただき推進してまいりました。昨年度は、統合新設中学校の基本設計が終了し、学校の名前も知床未来中学校と決まっております。今年度は、実施設計と校歌、校章の決定など多岐にわたる具体的な内容について作業を進めてまいります。

生涯学習を実現する社会教育の推進につきまして3点申し上げます。

1点目は、地域の課題を見つめ、自主・自立のまちづくりを目指すについてであります。

多様化する個人の生活を背景とした学習機会の提供や学習情報の提供などともに、地域におけるまちづくりの担い手となる人材の育成を目指した活動を町長部局や関係機関、団体との連携で支援してまいります。

特に、青少年活動については、みずから学ぶ意欲と能力を持った人材の育成を目指し、中高一貫教育における生徒会のリーダー研修会を支援するほか、根室管内の全ての高等学校が参加して行う第3回ハイスクールフェスを初め、羅臼高等学校が学校設定科目として取り組んでいるフードデザインを履修する生徒が地域と連携して行う事業を支援してまいります。

社会教育団体への活動支援につきましては、団体をリードする指導者の発掘、養成を推進し、自主・自立を目指した継続的な支援を推進してまいります。

特にP T A活動の活性化を図るため、食育を重点テーマとして捉え連携して、家庭教育学級を実施してまいります。

2点目は、心を結ぶ文化活動で潤いあるふるさとづくりを目指すについてであります。

地域社会は、町民一人一人にとって充実した人生を送ることができる潤いと安らぎのある場であることが求められております。そのため、文化と創造と享受をつなぎ、生涯にわたり主体的に学習活動を行う人材の育成を推進します。

また、情報過剰化が急速に進む一方で、人間関係が希薄になり、地域の伝統や文化活動に影響を及ぼしていることを踏まえ、大人と子供との交流を図る場の提供や青少年活動な

どを通じて世代間交流の推進に努めます。

公民館図書室の読書普及活動につきましては、幼稚園や学校との連携による読み聞かせボランティアサークルの充実と育成に努めます。さらに、子供読書推進計画の策定と関係団体によるネットワークの構築を図ります。

芸術文化活動につきましては、学習活動の発表の場として公民館ロビーやホールを有効に活用するほか、地域の特徴を生かした公民館講座の開催を初め、当町の無形文化財、郷土芸能知床いぶき樽の普及活動を支援するなど、町民の学習文化活動を支えてまいります。

公民館活動につきましては、羅臼町文化協会との共催により第45回文化祭を開催し、日ごろの活動成果の発表の場を提供するほか、ふれあいコンサートやふるさと体験教室などの事業を推進してまいります。

文化財保護活動につきましては、国の重要文化財指定の答申がなされたオホーツク文化の松法川北岸遺跡出土品の保存と教育・観光資源としての活用を推進してまいります。

3点目は、健康の増進、コミュニティーづくりに役立つスポーツ活動についてであります。

スポーツは体力増進、健康保持のため従前にも増して重要な役割を担っています。また、希薄化傾向にある人間関係や地域の連帯感において、子供から高齢者までが生涯を通じてスポーツに親しむことは人と人との心をつなぐコミュニティーづくりに大きな成果が期待されています。

町民体育館の指定管理者、NPO法人羅臼スポーツクラブらいずを中心に町民一人一人が世代を超えた交流を深めながら、体力づくりや健康づくりの活動が効果的に行われており、引き続き環境の整備や情報の提供などを行いながら活動を支援してまいります。

また、生涯を通じてスポーツ活動に親しむ環境づくりを促進するためにスポーツ団体及び指導者の育成、学校開放事業や子供の体力向上事業などを推進してまいります。

以上、平成27年度教育行政の主要な方針を申し上げました。当町の未来を担う子供たちが新しい生涯学習社会の中で夢と希望が実現するよう、力強く成長することと町民の皆様が生涯にわたって豊かな学びが続けられるよう職員が一体となって教育施策を着実に実行してまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御支援を心からお願いを申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（村山修一君） 以上で、町長、教育長行政執行方針の説明が終わりました。

ここで、11時25分まで休憩します。11時25分、再開します。

午前11時14分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第6 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問

---

○議長（村山修一君） 日程第6 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般を行います。

順番に発言を許します。

最初に、6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 初めに、改めまして湊屋町長、御就任おめでとうございます。ますます困難な時代、羅臼町にとっても厳しい町政運営が求められるとき、新しいまちづくりにチャレンジされる新町長に対しまして御苦勞も多いと推察いたしますが、期待するところ大であります。

それでは、通告に基づき一般質問をいたします。

質問テーマは3件、10項目について町長の考えをお伺いしたいと思います。

1件目の質問テーマは、まちづくりと行政運営の基本姿勢について6項目質問します。

町長は、今定例会冒頭に平成27年度の行政執行方針を述べられました。私の質問項目それぞれは執行方針の中で触れられてはいますが、少し具体的にお答えをいただきたいと思っております。

まず、羅臼町の財政状況の認識と今後の財政運営の考え方、次に産業振興の考え方、国保税負担軽減対策、老朽化した町営住宅対策とその工程表、人口減対策と少子高齢化対策、そして行政組織の現状評価について具体的にお答えください。

次に、平成26年度の福祉灯油事業について2点、お伺いします。

1点目、平成26年度福祉灯油事業の当町の申請率、対象件数と申請者数及び実施件数、そして当初予算と遂行率。

2点目、平成26年度福祉灯油事業の実施総括についてお答えください。

次に、羅臼町の要介護者への障がい者控除認定書に関して2点お伺いします。

1点目、当町の同対象者内訳と対象者数。

2点目、平成26年度確定申告時、同認定書を活用し所得税法による特例的控除を申請した人数についてをお伺いし、再質問を留保して1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員より3件の御質問をいただきました。

1件目は、まちづくりと行政運営の基本姿勢に関して6点の御質問であります。

1点目は、羅臼町財政状況の認識と今後の財政運営の考え方についての御質問です。

先ほどの執行方針でも述べましたが、羅臼町の財政状況は地方交付税に依存する構造から脱却することができない中、義務的経費がさらに増加することも想定され、極めて弾力性のない窮屈なものとなっております。

今後の財政運営の考え方ではありますが、膠着した財政運営を脱却するためには限られた財源を適正に確保する必要があることから、債権管理の徹底を図るものとし、具体的には町税の滞納者には早期の滞納処分の実施や納期内納税の推進などにより公平・公正な徴収事務を進めるとともに納めやすい環境づくりの推進のため、羅臼漁業協同組合など、関係団体に対し一層の協力を求めるとともに、税外についても債権管理条例に基づき適正な債権管理を行ってまいります。

また、さらなる歳入確保のため全国の皆さんに第2、第3のふるさととして羅臼町へ興味を持っていただき、ふるさと納税を通じた協力を求めるため、特産品等の特典制度の内容について早急に結論を出し、実施してまいります。

今後、安定した財政運営を継続させるためには、義務的経費とはいえ見直しの対象としなければならないことから、特に義務的経費の約51%を占める人件費については、短期的、長期的な観点から改めて検討してまいります。

また、将来、不測の事態に備えるとともに、財政需要に見合った財源を確保するため、各種基金を計画的に積み立てをしてまいります。

いずれにしましても、限られた財源に見合った財政運営を目指すため、身の丈に合った独自の財政構造を構築していかなければならないことから、今後とも議員各位の御理解、御協力を賜りたく存じます。

2点目の産業振興の考え方についてであります。

当町の産業振興を考える上で、基幹産業である漁業の安定化が地域全体の活性化につながることを認識しており、漁業の発展が最重要と考えております。

地域経済が漁業に支えられている我がまちとしては、羅臼漁業協同組合の実施する沿岸資源の維持、増大と藻場の回復事業に対する取り組みを引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、資源減少の要因として、根室海峡でのロシアトロール船の操業が上げられます。ロシアトロール船の操業については、即時操業阻止を求め、オール羅臼で要請活動を行っておりますが、一昨年より標津町、別海町も含めた3町合同による要請活動を行っており、今後も関係機関に対し即時操業停止に向けた要請活動を継続して実施してまいります。

なお、今年度の要請活動につきましては、8月3日、4日の両日を予定しております。さらに、北方四島周辺の安全操業も漁獲量増大につながることから、従来と同様の操業が継続できるよう今後も支援してまいります。

坂本議員も以前から指摘しておりました羅臼町で水揚げされた魚介類の地域内循環であります。羅臼町は国内外でも有数の水産基地でありながら町内水産業の多くは低次加工にとどまり、加工の高次元化や保管機能の向上などによる地域内での付加価値向上が課題となっております。

地域の食品加工業の振興に向け、付加価値向上のための方向性や具体的取り組みについ

て検討するとともに、地域内連携による地元の産物を生かした多様な取り組みや産業横断的な課題の解決を図り、地域活力向上のための検討を進めてまいります。

観光におきましても、地域の活性化を図る主要産業であり、これからは観光客の入り込み数の増減にとらわれることなく、量より質に重点を置き、地域資源の魅力を生かした本物志向の観光に観光協会など観光機関と連携し、取り組んでまいります。

産業の振興は、羅臼町の将来を考える上で大きな課題でありますので、執行方針でも述べております羅臼町民が幸福になるためのKプロジェクトのテーマとして取り扱ってまいりたいと考えております。

3点目は、国保税負担軽減対策についてであります。

当町では、国民健康保険が他の医療保険等に参加している方を除いた全ての町民を被保険者として国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしていることなどから、その安定運営に努めております。

国保税の負担軽減につきまして、低所得者にかかる国保税の軽減を法令で7割、5割、2割の軽減措置が既に設けられておりますので、法令に準拠する取り扱いをしているところであります。

また、この軽減措置のほか、一般会計や基金などから法定外で繰り入れを行い、本来は国保税で補うべき支出の一部を法定外繰入で補うことが考えられます。

当町では、年間約5,000万円程度の法定外繰入に加え、その時々々の財政状況により判断し、一般会計や基金から行うこともあります。今年度につきましては基金から4,491万3,000円の法定外繰入を行い、町民負担の軽減を図っております。

さらに、医療費を削減することです。国保税で補うべき支出の大半を占める医療費が削減されることで、国保税の負担軽減につながります。医療費を抑えるためには町民一人一人が健康な体を維持することが大切になりますので、各種がん検診や特定健診の受診率向上など、生活習慣病予防対策に努めているところであります。

ここで、我がまち町民の皆様強く申し上げたいことは、自分の健康はみずからがつくり守るものという意識を基本に、自分の健康に関心を持っていただけるようお願いしたいと考えております。

いずれにしましても、国民健康保険の加入率の高さ、高齢者や低所得者を多く抱える厳しい財政運営、規模の小ささによる事業運営の不安定化に加えて、国民健康保険はさまざまな構造的な問題も抱えていることなどから、都道府県単位で再編される流れとなっており、国民健康保険が直面している問題を解決していくためにも、国民健康保険を都道府県単位で運営することについて、その動向を注視するとともに、その移行に確実に対応できるよう準備を進めているところであります。

4点目は、老朽化した町営住宅対策と工程表についてであります。

平成26年3月に策定した羅臼町町営住宅長寿命化計画により、安心・安全に住み続けられる良質な町営住宅の形成を目標に既存の住宅を活用しつつ、管理費用の縮減も考慮

し、また今後、人口減少が進む一方で高齢化率が高まることが予想される中、公共公益施設が集積した利便性の高い地区への環境整備が必要と考え、現在ある町営住宅の棟ごとに除却、建てかえ、改善と活用方法を設定して整備を進めることとしております。

改善の内容としては、礼文町団地の屋根防水改修工事を本年度より3年計画で行うこととしており、その次には緑町団地の外壁改修工事を予定しております。

建てかえにつきましては、利便性が高く需用が求められる市外地区等に検討しておりますが、時期については中学校建設終了後の早い時期と考えております。

また、中学校建設に絡み、中学校建設敷地に隣接する栄町高台団地の整備を来年度以降に考えております。内容につきましては、中学校の校長、教頭住宅の建てかえ及び駐車場の一部を同団地指揮内に求めていきたく、既存町営住宅の除却も含め敷地の確保と整備を考えていきたいと思っております。

5点目は、人口減少対策と少子高齢化対策の羅臼町の福祉施設の現状と評価とこれからの考え方についてであります。

当町の福祉施設につきましては、介護職員の不足を自助努力により補うなど、それぞれの施設においてサービスの提供が行われているところでございます。しかしながら、安定的な介護職員の充足が確保されている状況ではなく、人為的には厳しい状況の中での運営をされているところであり、さらに今年度は介護報酬のマイナス改定となり、各介護事業所においては経営的にも厳しい状況にあると認識しております。

このような状況の中、利用者のニーズに十二分に応えられていないところもあるかもしれませんが、施設基準や運営等の指導においては特段問題も生じていないことから、各事業所においてはそれぞれ評価に値するものと考えているところであり、当町の地域包括ケアの推進においては、その役割を果たしていただいているものと認識しております。

また、福祉施設のこれからの考え方につきましては、当町の高齢化率の推移を鑑みますと、平成21年の22.4%から平成26年25.3%と年々増加しており、今後も高齢化率が進み福祉施設の利用者の増加による影響が懸念されるところであります。

しかしながら、国民健康保険も介護保険も施設重視ではなく、病気にならないこと、重度な要介護度にならないことに重点を置いて、すぐには効果が伴わないものと思いますが、どちらも国の方向性と同様に予防に力を入れていきたいと考えているところであります。

つきましては、今年度の新規事業としてNPO法人羅臼スポーツクラブらいつの御協力のもと、認知症予防教室を5月12日に開校し、参加者からはおおむね好評を得ております。今後の認知症の予防につながることを期待しているところであります。

続きまして、人口減少対策と子育て支援の考え方についてであります。人口減少につきましては、昨年5月に日本創生会議が発表した将来人口予想により、多くの自治体が衝撃を受け、人口減少問題がこれまで以上にクローズアップされることとなりました。

このため、国ではまち・ひと・しごと創生法を制定し、それぞれの地域で住みよい環境

を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくために国が総力を挙げて人口減少問題に取り組んでいく姿勢が示され、人口の現状と将来展望が示された国の長期ビジョンと今後5年間の施策が示され、総合戦略が策定されております。

これを受け、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を今年度中に策定することとなっております。

人口減少は地域によって状況や原因が異なることから、人口ビジョンを策定するに当たって自然的増減や社会的増減のほかに、産業形態も重視しながら人口動向を分析し、将来人口推計を盛り込んだ人口ビジョンの策定とあわせて、地域の特色や地域資源を生かし、地域内で雇用の創出や交流人口の拡大、子育て支援など、新しい人の流れをつくることを目標とした地方版総合戦略を策定しますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

子育て支援につきましては、これまで羅臼町次世代育成支援行動計画に基づき、地域における子育て支援や保育サービス、子供教育環境の充実などの施策の展開を図ってきましたが、少子化や世帯規模の縮小、女性社会進出による低年齢児保育ニーズの増大など、子供・子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とした羅臼町子供・子育て支援事業計画を本年3月に策定しました。

この計画は、これまで羅臼町次世代育成支援行動計画から引き継ぐべき事項を付加した計画とし、さらに国から示された子供・子育て支援法に基づく子供・子育て支援事業計画の基本指針に基づき、羅臼町が取り組むべき方針と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら計画的に取り組みを推進してまいります。

6点目は、行政組織の現状評価についてであります。

地方分権の推移により、地方自治体の自治能力の向上が一層強く求められ、合併することなく自立の道を歩むことになった当町は、町民一人一人が担うことのできる役割を認識して、町民の自立、地域の自立、効率的な行政経営を目標に協働のまちづくりを推進してまいりました。

また、急激に変化する社会情勢の中、人口の減少や厳しい財政状況を背景に行財政改革を断行してきた結果が現在の行政組織の形であると認識しております。

現状評価ということですが、執行方針で申し上げましたとおり、町内会単位で座談会を開催することとしており、既に23日に春日町において開催したところでありますが、今後におきましても各町内会で開催し、広く町民の皆様の意見をお聞きしたいと思っておりますし、できれば職員全員とお話をさせていただき、現在の業務状況や考え方を聞きたいと思っております、それを踏まえて私の考えを形にしていきますので、この段階で町長としての行政組織の評価については控えさせていただきたいと思っております。

今後、執行方針で述べさせていただいたとおり、行政執行してまいりますので、議員並びに町民の皆様にはしっかりと評価をしていただきたいと思いますと思っております。

2 件目の福祉灯油事業に関して 2 点の御質問です。

1 点目は、平成 26 年度福祉灯油事業の当町の申請率と当初予算及び執行率についてであります。

灯油価格や電気料の高騰による燃料費負担を高齢者を中心に軽減することを目的として福祉灯油購入費補助事業を実施しました。お尋ねの平成 26 年度執行状況につきましては、申請件数及び実施件数はともに 116 件で、予算総額 193 万 5,000 円に対する執行状況は金額で 96 万円、対象見込件数 215 件に対する執行率は 54% であります。

内訳として、非課税世帯等分が 76 万円、44.2%、生活保護世帯分が 20 万円、93% となっております。

2 点目は、当町の平成 26 年度福祉灯油事業実施総括についてであります。福祉灯油購入費補助事業につきましては、広報紙、町政だよりの発行 2 回、防災行政無線による放送 10 回、民生委員協議会へのお願い、そして役場電子掲示板による表示により周知を行い、1 月 8 日からおおよそ 3 カ月間、保健福祉課が窓口となり申請受付を行いました。

執行率では、前年度に比べて申請期間が長かったことから、総体で 11.6 ポイント上昇しており、内訳は非課税世帯等分が 9.2 ポイント、生活保護世帯分が 26.3 ポイント、それぞれ上昇しております。

特に、保健福祉課が把握している生活保護世帯につきましては、保護費の支給日に窓口で直接申請勧奨を行ったことが執行率上昇につながったものと思っております。なお、予算計上のための対象見込み数の積算につきましては、実態との乖離が生じている可能性も考えられるため、過去の交付実績なども加味して、対象世帯数を推計するなど適正な予算計上に努めてまいりたいと考えております。

また、事業内容を単なる福祉灯油に限定せず、高齢者等の冬の支援事業として冬期間の暖房費となる灯油代に今年度は電気料も対象とした景気低迷の状況下においては、一定の効果があったものと考えております。

3 件目の要介護者への障がい者控除認定書に関して 2 点の御質問です。

1 点目は、羅臼町の対象者内訳と対象者数についてであります。障がい者控除認定の対象区分を簡略に御説明いたしますと、5 段階に分類され、区分 1 と 2 につきましては一般障がい者、区分 3、4、5 につきましては、重度の障がい者と介護の必要な寝たきり老人の特別障がい者となっております。

対象者の内訳と対象者数につきましては、区分 1 が知的障がいに準ずる方で 72 人、区分 2 は身体障がい者に準ずる方で 39 人、区分 3 は特別障がいの知的障がいに準ずる方で 43 人、区分 4 は特別障がいの身体障がい者に準ずる方 18 人、区分 5 は寝たきり老人の 28 人が対象となっております、合計 200 人でございます。

2 点目は、平成 26 年分確定申告時、同認定書を活用し、所得税法による申請をした人数についてであります。

介護保険担当の窓口に来られ、障がい者控除認定書の申請をされた方は 19 人で、この

認定書を活用し、税の控除を申告された方は15人でございます。なお、これまでも町政だより等で周知してまいりましたが、広報だけではなく、きめ細かい周知方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問いたします。

羅臼町の財政状況の認識と今後の財政運営についてお答えがありました。このことに対しては行政執行方針、まちづくりの基本法(6)で身の丈に合った財政健全化を目指すとの方針にも触れられていますが、町長は人件費を含む義務的経費について歳入に占める割合が47%で、財政運営が弾力性のない非常に窮屈なものとなっている。特に人件費については、短期的長期的に見直しを含め検討すると述べられました。

調べてみると、これは平成24年度の実績ですが釧根管内2市10町1村の中で、歳入に占める人件費と義務的経費の割合は羅臼町が断トツ1番です。人件費の割合で見ると、別海町は15.1%、中標津町15.5%、標津町13.7%、3町平均で14.8%、羅臼町は23.4%、額で8億7,000万円。義務的経費総額の割合は、別海町33.8%、中標津町34.5%、標津町29.2%、3町平均32.5%、羅臼町は41%です。

町長は先ほど財政運営に関して身の丈に合ったという言葉が強調されておりました。身の丈に合った当町独自の財政構造を構築して、将来的見地も含め安定した財政運営を目指すとして述べられましたが、人件費に関してはどのように進めるおつもりかお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 人件費に関する御質問であります。

身の丈に合ったという形ですけれども、今、御説明をいただきました各4町と比較した部分ですけれども、実際には歳入の分母の問題もありますから、当然のごとくパーセンテージが上がるといふのはいたし方ないところかなというふうに思っております。

やはり、歳入の部分をいかにふやしていくかということ、これについては当然のごとく税という中で徴収をしていく、集めていく、税金を払っていただくということを広く町民の方に理解をしていただくことも当然ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、新たな財源を求めていく、そのためにふるさと納税であったり、そういった収入を新たにどこに求めていく努力も必要だろうというふうに思っています。

その中で歳入をふやしていく中で、このパーセンテージについては他町との比較をしても遜色のない形のところまで持っていければという希望を持っております。

また、先ほど人件費について申し上げた中で、長期的・短期的というふうなお話をさせていただきました。長期的にはやはり、この規模の中で職員数の問題もありますから、これから退職されていく方、また新たに入ってくる、採用していくという、そのバランスも考えていろいろ考えていきたいなというふうに思っております。

この財政状況の中で、果たして今の抱える仕事も含めてどれぐらいの人数が適正なのかどうかということもこれから考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、短期的には当然のごとく、職員の皆さんと御相談をさせていただきながら削減という形をとっていかざるを得ない状況ではあるというふうなことで、今後、職員の皆さんとしっかり協議をして、お話をさせていただきたいというふうに思っている次第です。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 町長おっしゃるように割合だけで言いますと分母、歳入が多いか少ないかで実は割合は変わりますから、おっしゃるとおりだというふうに思います。

ただ、どちらにしましても身の丈に合ったということと言うと収入に応じた義務的経費ということが要求されるわけですから、短期的・長期的という言葉もありましたけれども、ここはやはり職員の皆さんとよく御相談の上、抜本的な改善が必要かなというふうに思います。

ふるさと納税に関して、執行方針の中でより効果的な方法で早急に実施すると述べられていました。ふるさと納税に関しては、現町長が議員時代、平成26年6月議会で脇前町長に質問されていることもありますので、恐らく積極的に進めるのではないかなというふうには思うのですが、この制度は2008年の地方税法改正で始まった制度です。先日の新聞に出ましたけれども、十勝管内の士幌町が9億7,000万円、天文学的な……。これはやはり、特産品をきちんと返している、そういうところから来ているのだろうと。

今の現在、羅臼町のこのふるさと納税に近いものは特産品はやっていませんから、早急に調査を実施したりして進められたらいいのではないかなと、ただ、実際にこれ見てみますと、ふるさと納税で実際に町の財政として活用できるのは大体35%ぐらいです。1億のうち、65%以上は商品代金とそれに伴う人件費であるとか郵送料とかかかりますから、なかなか1億入ったから1億全部使えるのだというような安定した財源ではない、という意味では、やはり固定費と言われる義務的経費を確実にこれを安定財源として使うということが大事ではないかなというふうに思います。

次に、国保税に関してなのですが、町長言われたとおり、これは構造的な問題があります。高くなっている原因は端的に1点だけ言えば、国が今まで国庫支出していた割合をどんどん減らしてきて、各自治体にその分を負担せよと、こういうところから来たわけです。余裕があるところは、基金を活用したり、あるいは余裕があるから一般会計から繰入をしたりということで下げているわけですね。万やむを得ないという状況もありますが、健康管理を強化するとかいろいろお話もありましたけれども、羅臼町の国保税の額は道内では猿払村が一番高いのですが、2番目が我がまち羅臼町です。

先日、企画振興でやった事業ですか、まちづくりアンケート見ましたが、あの中にもこの税金の高いのを何とかしてほしいという声が相当入っていました。

そういう意味では、高額でも仕方がないということではちょっと済まないのかなと、どういう方法があるのかやはり十分考えていかなければならないというふうに思います。

それから広域化の話がありました。国が平成29年度から道州制、北海道を一つにすると、私もこの話が来たときとにかく全道で2番目に高い、ある意味、全国で2番目に高いと言ってもいいと思うのですが、これだけ高いから全道で一つになったら平均が下がるかなと思ったのです。ところが、今、言われているのが高いところを下げるというところは、今、低いところを上げるということ意味するわけですから、低いところはそんなこと納得するわけにはいかないのです。結果として、高いところは高いところ維持されると、こういうことになっていますね、今。

それで、町にはどういうことが起きるかといいますと、町長が言われたように徹底した医療費の削減です。これは、要するに病気をしないような予防策を強化する、もう一つはさらに徹底した徴収強化です、こういうことが予測されていますので、町民の負担にならないようにぜひ進めていっていただきたい。

次に、老朽化した町営住宅対策についてちょっと触れたいのですが、平成26年3月に町営住宅長寿命化計画、住宅を長持ちさせる計画、こういうことだろうと思いますが、これが出ています。

これをちょっと見させてもらいまして、非常によくできているのですが、町営住宅の現状なのですが全部で270戸、現在、管理している戸数があります。そのうち、建てかえ予定戸数が135戸で、用途廃止予定戸数が30戸で165戸、これは全体の61%になります。

この建てかえ予定戸数というのは、その場所の需用が見込めるので建てかえてやりませう、もう古いのだけどうしようもない。それから用途廃止はまるっきりもうだめということですよ。

一番古い団地は建設年度は昭和37年ですから53年くらいたっているのでしょうか、これは修繕をしながらという話もありましたけれども、もうそのレベルではないのだと。ことしは屋根の修復で、来年から高台をかえていくと、これを読んでいくと段階的に建てかえをしていくというような表現が出てくるのですが、この町営住宅の老朽化問題については私、何度か議会で質問していますが、前町長の話の中では集約化して少し高い建物を建てて、土地の有効活用をするというような話もありましたけれども、そういうお考えはあるのでしょうか、順次建てかえるという表現になってて、集約化してという表現がちょっと出てこないのです。そこはいかがでしょうか。

**○議長（村山修一君）** 建設水道課長。

**○建設水道課長（北澤正志君）** 公営住宅の計画につきましては、各棟それぞれ老朽化、または需用等を考えて計画を練っておりますけれども、建設計画につきましては順次建てかえをしていくということでは考えております。

それで、どこに建設をするかという、やはり公共共益施設がありますところ、この市

街地、または春松小中があるところということになります。

一番古い団地につきましては、緑町の30年代の団地がございます。やはり、そのところから建てかえを考えなければならないだろうと考えております。

ただ、何分敷地が現在ないところでもありますので、羅臼町の今の町営住宅の敷地内に敷地を確保して建てると、そのときには高層化も考えて建てかえをしていくということで考えています。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 確かに今、長屋みたいになっていますから、それを全部取り壊したら、その人たちはどこへ行っていいものか、いろいろ難しい問題もあると思います。

この計画は10年間ですね、10年間で計画して、ことし1年目ということなのですが、今、課長言われたように、私個人の意見ですがやはりバリアフリー系の、要するに高層化をするということは雪の対策ですとか、そういうことを考えた上でもより効率的かなと思いますので、ぜひ御検討、方向性としてはこれでよろしいのかなと思います。

次に、人口減対策と少子化対策についてお答えがありました。施設については高齢化率が上がっていくことは間違いないのですが、予防に力を入れる、国の方針どおりのお答えでしたけれども、言われる2015年問題、団塊の世代が10年後ですね、75を超えるという時代ですが、恐らく羅臼町もこれに沿って高齢者がすごくふえてくると。国は在宅ということで考えていますので、新たらしい施設ということでは方針は示していません。ただ、私、これからの考え方ということでお聞きしたのは、今、例えばふくろうの里とかグループホームだとか、小規模多機能だとかサービス高齢施設がありますけれども、この間、大ざっぱに調べましたら、ほぼ大体いっぱいになっている、一つも空きがないという状況で、これからどんどんふえていく人たちをいっぺんに在宅でなんていうことについて言えば、これはちょっと無理がある。

そういう点では、これもきょうあすの話ではありませんが、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから、人口減対策と子育て支援なのですが、人口推計では2030年、平成42年ですが、15年後ですね。羅臼町の人口は3,800人だというふうに推計されています。3,800人です。これを考えたときに、お年寄りの健康を維持してもらうための予防を重視するということが非常に大事なことなのですが、私はそのことをやりながら子育て支援に特化していく必要があるのではないかというふうに思います。

先ほど人件費問題で平均の話をお隣の3町と羅臼町の関係で話しましたが、ちょっと乱暴な言い方ですよ。今、8億7,000万円の人件費ですから、1%これが下がると、賃金を下げると言っているのではないですよ。1%下がれば870万円で6%下がると5,000万円強です。5,000万円あると一体何ができるかということで調べますと、羅臼町の小中学生約460人の学校給食費完全無料化、ゼロ歳から18歳までの約860人

の子供たちの医療費の無料化、約120人の幼稚園児、保育園児の幼稚園料、保育料の無料化ができます。

今、申し上げた無料化は隣町標津町では今年度から完全に実施していますし、けさの新聞報道によると別海町の議会で質問したら中学校までの医療費の無料化についてやる方向で検討するという事になっていますが、我がまちも人口減少対策、それから子育て支援の考え方について経済的支援、子育てをしている親御さんたちの経済的支援が必要ではないかと、これも先ほど言いましたまちづくりアンケートの中でこれもいつも出てきている、子育てについての支援の中で。

もちろん町も先ほどの話にもありましたが、いろいろな形で支援をしていますが経済的支援というのがやはり少ししっかりやられたほうがいいのではないかなというふうに思います。

行政組織の現状評価については、町長就任されてまだ2カ月ですから評価はできないということで、それはそういう答えだろうと思いますが、やはりその行政組織の現状評価は狭いのでこういうふうに考えています。

行政組織の役割は一体何なのか、これは地方自治法に明記されているのですが、私がここで申し上げたいのは5,600人のまちです。100名ぐらいの行政組織、この行政組織が町民の上に立ってはいだめなのだとすることを申し上げたい。

やはり、目線は住民のための行政組織でなければならない。このことをしっかり行政組織に根づかせなくてはならないのではないかなというふうに思います。

町長にとって平成27年度は行政執行の初年度です。やるべきことや、やらなければならないことは行政執行方針の中で町長が先ほど示されました。方向性については私も全く同感で、その方向で進めていただきたい。その上で、軸足をしっかり置いてまず基礎づくり、そして実践課題として具体化することを勇気を持って進めていただきたいと思います。

次に移ります。申請率ですが54%の申請率、予算の執行も約半分ですね、50%ぐらいです。

1点お伺いしますが、平成26年度は近隣3町全部やっていますが、別海町、中標津町、標津町でも実施されていますので、それぞれのまちの最終の申請率についておわかりになればお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 近隣3町の福祉灯油事業の申請率でございますが、標津町が97.7%、中標津町が90.0%、別海町につきましては95.1%というふうになっております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） もう答えが出ているのですね。確かに広報ですとか、災害無線とかいろいろやりました、それも私も聞いていますし。このことに関しては何度か議会でも

申請率を上げるために対象者わかっているのだから電話だとか、文書通知の方法で知らせて申請援助してはどうかということを繰り返し要請しています。ことしは昨年度よりも11%ぐらい上がったということですが、それでも50%ちょっとです。

民間では、事業を実施するとき数値目標を定めます。その目標を実現するために具体的な施策を幾つも講じます。目標に届かなければ責任問題が発生します。羅臼町の申請率実績、54%は他町はもう90%、100%近いわけですから、これと比較した場合にこれは遂行率として失敗です。

この事業は、低所得者層を対象とした厳寒期の生活支援金です。要するに200名強の対象者のうちの半分がこの生活支援金を受け取っていないということになります。

ぜひ、来年実施するかどうかわかりませんが、実施するときには電話、文書通知等で90%ぐらいまで上がるようにぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

時間がありませんのではしょって次に移ります。

要介護者の障がい者認定控除に関してお答えがありました。

羅臼町の同認定者の対象数は約200名、特別障がい者とかいろいろいますけれども、確定申告時、特别人的控除を申請した人は15人、何%になりますか。所得税法では、障がい者や各勤労学生といった特別の事情を抱える人を対象にした特别人的控除が認められています。

障がい者控除では、身体障がい者手帳や精神障がい者福祉手帳の発行を受けている人が該当し、重度の障がいある特別障がい者は40万円、ほかの障がい者27万円の控除を受けられます。

障がい者手帳を持っていなくても、要介護認定などを受け、障がいの程度が障がい者に準ずる65歳以上の方も市長村長などの認定を受ければ控除の対象となります。

この200人のうち15人しか、この200人の方は当然、障がい者控除認定を受けられる基準の方だとは思いますが、これが15人ということで極端に少ないのですが、どういった理由で申請者が少ないと考えているかお答えいただけますか。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 今の御質問につきましては、対象者数が羅臼町で200名、それから標津は聞かれていませんけれども166名と、これはあくまでも介護認定を受けている方の人数でございます。イコール、控除者の認定者ではない。その後、確定申告におきまして控除されるということでございますので、その200人イコールが申請の対象に、介護保険の適用になる方であるのですけれども、控除の対象になる方ではありません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ではお伺いしますが、認定書の申請窓口である保健福祉課は、この制度の内容を、あるいは申請手続きを対象者にどう周知しているのか、また、確定申告の窓口である税務財政課は確定申告の案内時、この認定書を所得税、町道民税の申告する

ときに、または年末調整をするときに添付することで本人、または扶養者が税の減額措置を受けられる場合があることについてどう周知したのか、それぞれお答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括センター支援課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 周知の方法でございますが、町の広報紙で周知をしております。

ただ、これは確定申告に合わせてでございますので、随時ということではございませんので、今までにつきましては、その確定申告に合わせて広報の周知ということで1回の周知でございます。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（高橋力也君） 基本的には確定申告時にそういう方々が見えまして、ここでもって行きます。あえて周知のほうは行ってはおりません。

ただ、一応、各定申告時の中でもって広報等でいろいろな形がありますので、全般的な話としては流していますけれども、あくまでもこの部分について特化することはありません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 広報紙1回流しただけで、この200名の方、この制度があるということを理解したり、わかったり、申請をしようというふうに考えますか。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 先ほど町長も答弁いたしました、確かに1回ではいかなものかなということも考えております。

今後につきましては、広報の周知だけではなく、きめ細かい周知方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 他町を調べてみました。ほかのまちではホームページで中標津町も別海町もホームページで、羅臼町を調べてみたら出てきません。

それから、確定申告のときに税務財政課が出す確定申告の案内がありますが、その中に出てくるのは身体障がい者手帳ある人は持ってこいと、それだけ書いていますが、そのほかについては触れていません。

これは、障がい者手帳を持っている方は大体わかっている。先ほどから申し上げているのは、障がい者手帳がなくても介護認定を受けている方は障がい者に準ずるということで、その方たちも申請をして介護認定を受ければ控除の対象になるということなのです。だからどうやって知らせているのですかと何度も聞いている。それが広報1回だけだと。それから税務課のほうは案内にない、障がい者手帳ある人は持ってこいと、この約200世帯の方が、この制度の内容を知らせていなかったために控除を受けられなかったということになりませんか。申請がなければ認定書は発行されません。この申請主義では障がい

者控除を受けられる資格があっても、制度を知らないため申請をしていない要介護者が圧倒的多数です。

これは、何としても改善を図っていただきたい。本来は、だって税金を安くできたのに知らせていないから申請できなかつたわけですから。

三つだけ最後をお願いしておきますが、これは他町ではこういう方法でやっているのでも、ぜひ羅臼町もやったほうがいいと思うのですが、三つ申し上げます。一つは、介護認定に合わせて控除の対象者になると思われる人に申請書を送付すること、認定基準あるでしょう、介護度5から1までだと思いますが、違ったら後で。

それから二つ目、申請によって障がい者控除が認められた人には、翌年度から自動発行してください。

それから三つ目、確定申告や年末調整のとき、この認定書を必ず添付することを周知していただきたい、この3点を実施していただきたいと思うのですが、ここでやりますとは言えないと思いますが、ぜひ検討してください。9月の議会か12月の議会でもう1回このことをお聞きします。

最後ですが、灯油の申請率が他町と比較して著しく低い。どうすれば該当者に申請してもらえるのか。申請がないからいいではダメです。標津町もほかの町も95%越えてしまうでしょう、先ほどお答えありましたけれども、羅臼町は50ですよ。

それから、この事業についての総括は不十分です。障がい者控除認定書の発行についても申請主義です。結果として、約200世帯弱はこの制度を知らされていない、だから申請できない、そして結局、税を多く支払っています。

この2件のテーマは二つの課をまたぎます。縦割り行政と申請主義は町民にとってどんなメリットがあるのか、答えははっきりしているのです。行政の都合なのです。行政が町民にとってより身近で親切な組織であることを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 福祉灯油の申請率に関してなのですからけれども54%、実際少ないというような御指摘がございましたので、それに関しまして説明をさせていただきたいと思いますが、保健福祉課で把握しております対象見込世帯を積算する際に、推計する際に保健福祉課でわかり得る高齢者世帯ですとか、障がい者世帯、ひとり親世帯、そのほかに生活保護世帯もありますが、それぞれ該当する項目になっている世帯数を拾い上げて、それに非課税になっているであろう率、補正予算の際には約7割ぐらいが非課税世帯だろうというような積算のもとに予算計上させていただきまして、予算に不足を生じない形でスムーズに予算執行ができるような積算をさせていただいたところでございますが、町長の答弁にもございましたが実態と乖離しているような状況もあるのではないだろうかというようなことで、そのあたりを確認する資料といたしまして納税義務者数の率から考えてみましたら、二十歳以上の納税義務者数は約6割程度いるものです。

ですから、その逆で考えれば約4割の方、40%程度が非課税になるのではないだろう

かというようなことで、4割をベースに非課税世帯とした場合の積算で今回の予算執行を計算してみたところ約82.9%の執行率、なおかつ扶養になっていれば対象にならないということもありますので、扶養のことも考慮すると約5%程度は扶養になっている方もこの内いらっしゃるだろうというような見込みのもとに積算をしてみますと約90%程度まで申請率が伸びるというような状況もありますので、これらを踏まえまして町長の答弁にもございましたが、対象見込数の積算につきまして過去の交付実績なども加味して推計させていただきまして、適正な予算計上に努めてまいりたいと思っておりますので御理解いただければというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君、追加ありますか。よろしいですか。

以上で、坂本志郎君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、1時20分まで休憩します。1時20分、再開します。

午後 0時22分 休憩

---

午後 1時20分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、1番加藤勉君に発言を許します。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、初めての経験でございますけれども、今回、町長が新しくなられたということで2点、4件について御質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、当町の人口減少問題への取り組みについてでございます。

昨年5月、民間研究機関であります日本再生会議の人口問題検討分科会が予想しております二十歳から39歳の女性の減少率がございまして、今後、30年間で消滅する可能性のある自治体というものを発表したわけではありますが、当町は根室管内でも一番高い減少率となっております。

それで、このことについて2点お伺いをするわけでございますけれども、1点目は人口減少による影響についてどうお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。

2点目が、人口減少の対応策でございます。人口減少を迎えての対応策について、どういう考え方があるのかお聞かせを願いたいと、この2点についてお願いをいたします。

次に、新教育委員会制度でございます。本年4月から新教育委員会制度が発足をしたというふうに教育長の行政執行方針の中では述べられておりますけれども、今まである旧教育委員会と異なる文というのをちょっと読ませていただきましたら2点あるのかなということで、1点目は総合教育会議をしていくということでございますけれども、その構成メンバーと役割について。

2点目が、町長と連携をとった中で進めていくということでございますので、町長部局にもそれらの事務局があるのかどうか、その2点について質問させていただきたいと思

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員より2件御質問をいただきました。

1件目は、当町の人口減少問題の取り組みについて、2点の御質問をいただきましたが、先ほど坂本議員に対する答弁と重複いたしますことを御了承願います。

まず最初に人口減少に関する全体的な説明をさせていただきます。

人口減少につきましては、これまでも大きな課題となっておりましたが、昨年5月に日本創生会議が発表した将来人口予想により多くの自治体や関係機関に大きな衝撃を与えたものであります。この発表によりますと、2010年から2040年までの30年間に子供を生む女性の90%以上を占める20歳から39歳の若年女性人口の増減を地方から大都市等への人口移動が収束しない前提で推計していますが、その減少率が50%以上の場合、出生率が上昇しても若年女性の流出によるマイナス効果が上回るため、人口維持は困難としており、全国1,800地区町村のうち、49.8%の896市町村に上ると推計し、そうした地域は最終的には消滅する恐れがあると判断し、消滅可能性都市とされております。

さらに、896市区町村のうち、2040年時点で人口が1万人を切る市区町村は523自治体で、全体の29.1%となっており、当町はこの中に含まれており、20歳から39歳の若年女性の人口減少率は74.9%と推計されております。

この日本創生会議の発表を受けて、国ではまち・ひと・しごと創生法を制定し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある社会を維持していくため、国が総力を挙げて人口減少問題に取り組んでいく姿勢が示され、人口の現状と将来展望が示された国の長期ビジョンと今後5年間の施策が示された総合戦略が策定されております。

当町においても、人口減少への対応策として地方人口ビジョンと地方版総合戦略を今年度中に策定することにしております。

1点目の人口減少による影響につきましては、さまざまな影響が考えられますが、労働力不足や若者の減少により地域産業の低迷や税収減少による公共サービスの低下、介護保険や福祉サービス等の社会保障費の住民負担の増加、医療や教育などの行政機能の低下、町民の減少による空き家、空き店舗の増加、地域内消費の減少による商業施設等の減少、日常生活や買い物の不便性、町内会活動の低下など、地域社会の疲弊が考えられます。

2点目の人口減少への対応策につきましては、地域によって人口減少の状況や原因が異なることから、現在進めております人口ビジョン策定に当たっては自然的増減や社会的増減のほかに、産業形態も重視しながら人口動向を分析し、将来人口推計を盛り込んだ人口ビジョンの策定と合わせて、地域の特色や地域資源を生かし、地域内で雇用の創出や交流人口の拡大、子育て支援など新しい人の流れをつくることを目標とした地方版総合戦略を策定し、人口減少に向けた取り組みを進めてまいります。

今年度におきましては、少子化対策支援としてさまざまな事業を実施してまいります。重要なことは安定した経済、安定した雇用、安定した収入がなければならないものと思っております。そのためには、産業の活性化と漁業形態や仕組みの見直しも含めて検討していかなければならないと考えております。

2件目の新教育委員会制度につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 加藤議員から、新教育委員会制度についての御質問であります。

平成26年6月20日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日より施行されました。

議員御質問の新教育委員会制度と旧教育委員会制度の異なる点及び総合教育会議の構成メンバーと役割、町長部局での所管部局はどこかについてのお答えは、この改正法の中に示されておりますので、改正のポイントを御説明させていただく中でまとめてお答えさせていただきます。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携の強化、さらには地方に対する国の関与の見直しと制度の抜本的な改革を行うものであります。

改正の大きなポイントの一つは教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置であります。町長が直接、教育長を任命することにより、任命責任を明確化し、さらに第一義的な責任者が教育長であることを明確にした点です。

これまでの旧教育委員会制度では、本来の教育委員会の長である教育委員長と今までの教育長のどちらが責任者なのか、一般の方にはなかなかわかりにくいところがありました。新教育委員会制度では教育行政における責任者を新教育長であることを明確にしたものです。

なお、経過措置として施行日において在任中の旧教育長については、その任期が満了、またはみずから退任するまでは現行制度の旧教育長として在職するものとされており、新教育長が任命されるまでは教育委員会の責任者である旧教育委員長と旧教育長がそのまま残ることになります。したがって、当町の場合は徐々に新教育委員会制度に移行する形となっております。

また、改正法では全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することが定められました。この総合教育会議は、町長と教育委員会で構成され、会議は町長が招集することになります。

他の自治体では、必要に応じてオブザーバーの出席を要請するケースもあります。なお、協議、調整事項は教育行政の大綱の策定、教育の諸条件整備など、重点的に講ずべき内容、児童生徒の生命、身体の保護と緊急の場合に講ずべき措置となっており、町長が公の場で教育政策について議論することや、町長と教育委員会が協議調整することにより一

致して執行に当たることを可能にするものです。

次に、教育の大綱については、教育の目標や施策の根本的な方針を示すものであり、町長が策定することとされ、町長及び教育委員会はこの大綱のもとにそれぞれの所管する事務、施策を執行することになります。当町において、この会議の事務局は企画振興課に置くこととしておりますが、今後、総合教育会議設置要綱を挟め進めてまいります。

会議開催の予定については現在、町長と協議中ではありますが、日程調整により早い時期に開催してまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは人口問題の取り組みについての再質問をさせていただきたいと思っております。

町長は、この後にそういう計画をつくっていくよというお話でございましたけれども、政策課題というのが実は必要なというふうに思っております。人口を減少させるための政策課題というものをどこに置いてくるか、あれもやる、これもやるでは、ちょっと羅臼町として実態にそぐわない部分があるのかなということ、ちょっと見たのですが、実は国では先ほど町長が言いましたように、まち・ひと・しごと創生本部というのを立ち上げて、地方創生といいますか、それらを進めていくという形でいっております。

それを受けまして、全国の自治会では四つの施策を政策課題を持って発表しておりますが、その中に、まず一つが育てるということ、もう一つがつくる、それと呼び込むということと、安らぐ、この四つの政策課題を持って自治会としては進めていくよというお話でございます。

まず、育てるは結婚、あるいは出産、子育てに対する支援をどうしていくのか。それからつくるというのは雇用の創生であります。どう雇用をつくっていくのか。次に、呼び込むというのは、地域、あるいは人、企業、大学、政府機関等と呼ばんで活性化を進めていくということ、もう一つは安らぐであります。これは住んでいる人が暮らしの安全・安心の確保というふうに説明をしております。

当町においても、地方再生のための具体的な指針を作成していく上で、これが参考になるのかなというような気がしてございます。

私の考え方を言いたいというふうに思っておりますが、子育てについてはそれぞれ坂本議員の質問にもあったとおり、それぞれやっておりますし、先般の広報紙の中でも子育て支援についてはこうやっていくよということで出ておりましたので、それはそのとおりやっていただきたいと思うわけですが、スクールの雇用の創生でございます。

若者の雇用の場を確保していくということなのでございますけれども、実は地元の高校を卒業して、他町へ就職して出て行かざるを得ないという方たちがたくさんいるというふうに聞いております。Uターンしてくる方もそうなのですが、そういうようなせっかく羅臼町で育ってきた子供たち、若者たちをやはり地元で採用し、そして職場をつくっ

ていく、これに行政がどうかかわっていくかということが産業の振興策というものを含めて重要なことというふうに思っております。

それと、次に呼び込む施策であります。人口の減少の歯どめ策としては町外からの転入というものの受け皿も必要なことというふうに思っておりますけれども、実は羅臼町のホームページを見させていただきました。

その中で、羅臼町の移住計画というところがホームページの中に載っていました。それをちょっと見させてもらったのですが、実はあの内容ではちょっと不十分かなというような気がしています。

なぜかという、公営住宅の空き住宅については情報を提供するのだけれども、羅臼町には住宅関連の業者がありません。来るのであれば、自分たちが見つけてくださいという内容にしか見えないわけがございます。

標津町も実はやっております、標津町のホームページを見させていただきました。あの中には、空き家情報として民間の空き家も含めて、標津町のホームページで出している、そして標津町にはこういうところがあるので、その空き家を利用して住んでみませんかという情報を載せております。

もうちょっとこの辺のホームページをもうちょっとせっかく来てくれる方がいるとすれば、そういう情報を流すべきだなというふうに思っております。特に、世界自然遺産で、そういうところを観光ばかりではなくて、住んで何かやりいという方は多分出てきているのだらうというふうに思いますので、その辺についてもひとつお願いしたいなというふうに思います。

世界自然遺産が10周年と国立公園50周年というふうに迎えるわけですが、そういう中で観光客も含め、それから地方から来る人たちも羅臼町に来ていただいて、羅臼町で住んでもらって、そこで産業を興してもらい、これもやはり必要なこと、そのための羅臼町としての施策、あるいは支援というものをどう図っていくのかということをもうちょっと情報をしていけば、もっともっと人口の歯どめがかかるのではないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、この辺の具体的な施策というものがもしか町長の中にあるのだとすればお聞かせをさせていただきます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 人口減少にかかわることで、政策課題ということで今、国が進めている4点についてお聞かせをいただきました。

育てるという部分については、先ほど来、でき得る限りのことについてはやっていくということを答えてまいりましたが、つくるというところ、これについても先ほどお答えした中にもありますけれども、やはり安定した生活基盤がなければ、なかなかこの町に定着をしていただけないという現状があります。

先般行われたアンケートの内容についても、高校性以下のアンケートにつきましても非

常にこのまちは大好きなのだ、魅力も感じている、しかしながら就職ができないのだという切実な結果が出ているものと私はそれを見て読み取りましたけれども、確かにそのとおりだろうなというふうに思っておりました。

このことにつきましては、やはりまず一次産業である漁業の安定というところを目指して関係団体といろいろ協議もしてまいりたいというふうに思っておりますし、また新たな産業の創出ということで、いろいろなここに隠された資源、もしくは今伸びている観光ということも含めて、新たな産業をしっかりとつくっていくということに対しての支援ということについてもしっかりと考えていかなければいけないかなというふうに思っております。それと、呼び込むという部分ですけれども、確かに私もホームページを見ておりますけれども、移住計画については御指摘のとおり、まだまだ不十分な点はたくさんあるかというふうに思っております。

私はこの辺についてはまだまだ手をつけていないところでありまして、今後、御指摘いただいたことに対していろいろ職員等含めて協議をしてまいりたいと思っておりますけれども、確かに空き家情報、今後、今、現時点でも空き家というのは非常に多ございます。ですけれども、所有者の問題といろいろ難しい問題もありますので、そこをどういうふうに情報で流していくかということに関しましては、しっかりと精査した上で行ってまいりたいというふうに思っておりますけれども、実は例えばいろいろなお話があることは確かです。本州に住まわれている方、今ちょうど梅雨時ですから、夏場、非常に暑くて年齢もいったし、夏場だけでもこっちに住みたいというお声があることも確かでございます。

そういった方々の季節的な住居も含めて、一時的ではありますけれどもこちらに住んでいただく時期を設定するということも含めていろいろな方法があるかと思っております。そういったことも協議していきたいなというふうに思っております。

確かに公住だけではなくて、これからたくさん出てくる可能性がある空き家についても利用というものを含めて考えていきたいなというふうに思っています。

ただ、今の4点の中でやはり一番重要なところというのは、やはり生活基盤がしっかりこのまちでなっているかどうかということに尽きるのだと思っております。ですから、皆さんがこのまちに住む方々が、しっかりここで稼げるのだという形と次世代につないでいけるのだという形を実際につくっていかない限り。この人口減少というのなかなか減っていかないだろうなというふうに思っています。

ただ、このまちの持っているポテンシャルといいますか、非常に魅力的な部分、そこをうまく利用してほかのまちから人を呼び込んでいくということもあわせて、今後、取り組んでいければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 力強い町長の御発言でございました。

町長の執行方針の中に、「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」、あるい

は「知床らうすを支えるオーバー60協力隊」というような文言がありました。

こちらの中、それらも含めて協議していただければいいかなというふうに思いますので、また何かの機会がありましたらその会議の内容についても質問させていただきたいなというふうに思っております。

教育委員会の部分につきましては、わかりました。大変だろうなど、逆に。

と言いますのは、どうしても町長部局と教育委員会の事務局と二つの組織になってくると、どっちが主流なのだということところが非常に行政の中では難しいのかなと。

実は、昔、青少年問題協議会というのと町民会議というのが二つあって、青少年問題協議会は町長部局だよ、青少年の町民会議については教育委員会だよというところがあったのですけれども、どうしてもその辺の連携がうまくとれていなかったというようなことも含めて今回、質問させていただいて、その辺の連携を十分にとっていただきたいと、企画というお話でございましたので、その辺は企画と教育委員会の事務局それぞれやっただいて、教育の大綱というものをよりよいものにする、あるいは予算も含めてこれからどんどんどんどん、社会教育も含めて、教育長も言っていました人をつくっていくのだと、それがやはり羅臼町の発達する部分だなというふうに思っておりますので、そういう人づくりも含めて教育委員会と行政が力を合わせて進めていっていただきたいというふうに思いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、加藤君の質問を終わります。

引き続き、4番宮腰實君に許します。

宮腰君。

○4番（宮腰 實君） まずは、湊屋町長、本当に御就任おめでとうでございます。心よりお祝い申し上げます。

私は、この機会をいただきまして我がまちのハイヤータクシー事業の継続についてお伺いいたします。

私どものまちも徐々に、ある方に言わせると急激にという言い方もしますが、高齢化が進んできております。でありますから、このハイヤーの必要性というものは住民の足として、これからますます需用が増してくるものと考えてられます。

また、御存じのとおり大型の宿泊施設がまちからかなりの距離が離れております。今、羅臼町温泉地区ですと、大体2.5キロ、ちょっとまちの中心部から考えると3キロ近い距離があるということもありまして、羅臼のまちを訪れる観光客の皆さんにとっても大切な移動手段の一つとなっております。

しかし、御存じのとおり、この存続を危ぶむ声も多々聞かれております。我がまちにおけるハイヤー事業の現状とまちとしてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 宮腰議員より羅臼町内におけるハイヤータクシー事業の存続についての御質問をいただきました。

現在の羅臼ハイヤーの営業についてであります、基本的な営業時間としては月曜から土曜日まで、朝8時から夜12時までの営業で、日曜日は休業となっております。運転業務は3名の運転手が交代制で行っており、基本的に待機車両は1台で、状況により2台で運行しているということでもあります。

数年前から、ハイヤーの利用客が激減し、会社経営が困難になってきたと伺っておりますが、平成25年度からは町長車の運転業務を委託し、町長の町内外の出張の対応のほか、保健福祉課の事業で来町する医療関係者の送迎につきましてもお願いしているところでもあります。

現在の状況について伺いましたが、週末の夜は飲食店帰りの利用者があるようですが、そのほかは湯ノ沢地区などからの観光客の利用が幾分あるということですので、全体的には営業としては成り立たない状態だということでもあります。

町民並びに観光客の交通手段の確保からハイヤー運行の存続や営業体制について御相談をさせていただいておりますが、何分、会社経営に関する問題でありまして、検討課題として捉えておりますが、その対応について苦慮しているところでもあります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 冒頭申し上げましたように、ハイヤーは住民皆さんの移動手段として大変大切な役割を果たしておりますし、しかし現行、先ほどお話にありましたように日曜日が休みという、それから現在、ちょっと調べておりませんが平日は6時から7時までの間、午後6時から7時までの間、夕食休みというようなこともございまして、もし観光客が利用するとしたならば6時から7時というのはちょうど宿について、さて、それでは羅臼の名物でも食べに行きましょうかという時間帯に当たります。

それから、帰り道で確実にそのハイヤーが拾えなければ、お酒飲んであれしてから3キロの夜道を歩かなくてはいけないという、とても利用しやすい状況とは言えません。

また、先ほどお話がありましたように1台のみの営業でございますから、どこか遠いところに、運転手さんは大変喜ぶのですね、中標津に1台入ったという。が、しかし中標津までとは言わないまでも、遠いところの乗客が出ると相当の長時間、全く利用ができないということがあります。

それから、時々、車外に出ていますのできょうハイヤーありませんというのをホテルなどで聞いている、答えているのを聞くのです。通常、しかし、5,000人を超えるまち、しかも観光で生きていこうと、観光振興をしようとするのだと言っているまちに来た観光客、あるいは来訪者がこのまちにハイヤーがないとは決して考えないと思うのです。

また、羅臼の観光パンフレットに我がまちにはハイヤーはありませんということは書けないと思うのです。これまでに私、既にたくさんの方々から羅臼に泊まったときひどい目に遭ったからねという苦笑いをしながらのお話を何度も聞いております。そのたびに身のすくむ思いをしております。

今後、先だって随分、何日間も新聞をにぎわせました砂川での飲酒事故、これらをきっかけにより北海道警察は飲酒運転の取締を厳しくすることになるでしょう。とすると、そのハイヤー、タクシーの足がしっかりしていないということを危ぶんで、もしなかったら大変だからきょう行くのやめようと。当然、飲食業界の振興にとっても非常なダメージ、大きな影響が考えられます。

私ども皆さんもお感じになると思いますけれども、出掛けられたまちの飲食店街がシャッター街化しているのを見ると、非常にまちの印象として寂しいもの、このまち終わっているなみたいな感じを受けるのは常です。

この、何とかしなくてはいけない、恐らく電気がないとか、電話がないとかというのと同じぐらいの感覚でビジターの皆さんは考えられていると思いますし、また、この存続をぜひとも続けなくてはいけないと私は感じておりますけれども、同じ規模の同じような状況のまちというのはたくさんあるはずで。そこで、実はハイヤーありませんというのを私はまだ耳にしたことございません。

他町の例も含めて調査、研究が必要と思われまますけれども、どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま御指摘をいただいた件でありますけれども、先ほどもお答えした中にありますけれども、今現在、経営をされているという中でいいますと、その今後どうなるかということも含めて、なかなか民間の会社ですので、私がここでこうなります、ああなりますよというお答えはちょっと控えさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、まちとして、今おっしゃられたことは非常に大変なことだなというふうにも感じているのは確かです。いろいろな方々がタクシーを利用したいというときに、どうしても1台しかない中で利用ができないであるとか、先ほどもありましたけれども、出掛けたいのだけでも諦めようかというようなこともないわけではないのかなというふうには思っております。

まちとして考えられることは、やはりこれも先ほど来、言った中で過去にはまちが今よりも少しといいますか、もっと元気だったといいますか、ときには利用者が大勢いらっしやったんですね。

やはり経済の問題、まちの激差の問題、勢いの問題、いろいろなことがやはりそういったところにも影響してしまうのかなというふうには思っております。他町のことについては、私も詳しく調べておりませんのでわかりませんが、他町でも例えば近隣市町村が近くにある場合は何町かで一つのタクシー会社が運営するということがあろうかと思えます。

ただ、ここについては隣まちまで50キロも離れているような状況の中では、やはりここで運行するしかないという中で、非常にタクシー会社もハイヤー会社も苦勞されている

のではないかなというふうに推察するところであります。

今後、まちとして、今のところ町長車と来町者の送迎というところをお願いをしております。その辺についても考えてはいきますけれども、実際のところなかなか今のまちの状況の中でどこまでできるのかという、なかなか難しい面もございますので、側面から何らかの形でどのような形で皆さんに利用していただける方法を考えるしかないのかなというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 官腰君。

○4番（宮腰 寛君） 町長のお悩みもよくわかります。

やはり経営が難しいのは利用客が少ないからということなのですね。その運行状況を改善するよう働きかけることも大事だと思うのです。本当に皆さんが使いやすい形で、いわゆるいつ呼んでも来てくれるハイヤーという形になること、働きかけることも大事ですが、いわば一事業者ですから、なかなか中に入っていくにくいという、これもよくわかります。

ただ、大切な文化として、まちの文化として、例えば観光協会ですとか、それから商工会なんかと連携しながら、もう少し何かそういう利用客をふやせる方法はないかということ町として橋渡しをするような御努力があったならば、例えば観光協会あたりでも発信する、つまりこういうふうに、ここからこういうふうに動けますよとハイヤーでというようなことをパンフレットに載せたりするようなことだけでも、随分、ああそうだハイヤーがあるのだ、ではというふうな形を、そういえばそうだねみたいな形で使う人もふえてくるのではないかと思います。

それから、先ほど何年からとおっしゃいましたか、利用客が激減したのだというお話がございましたけれども、実は介護関係の有償運行で運ばれている、乗ってこられる高齢者の方々、この人たちももともとはこれがないころは皆家族に送られるか、あるいはハイヤーを利用するかという人たちだったのです。

ですから、一つの方法として介護保険の適用にならない高齢者に利用サービス券というか、利用割引券みたいなものをまちとして配付できないでしょうかということをお提案を申し上げたいです。

このことによりまして、お年寄りも積極的な動きができますし、またこのお年寄りたち、お年寄りといえどもたまには自分の手で、自分で買い物をしてみたいという、特に女性にとっては買い物というのは大きなストレス発散になるそうですし、楽しみの一つだと聞いております。であれば、荷物を持ってバスに乗って、あるいはバス停まで行ってということをお考えとおっくうだったものが、ハイヤーの利用券みたいのをもらった、そうしたらみんなで買い物に行ってみるかなと、そこから買い物もすぐハイヤーに積んで帰れると思うと購買力も少しは期待できるようになるのではないかと。

それからもう一つは、家族にじいちゃんもう運転やめてよ。危ないから車やめようと、言われた人たちにとっても確かに家族にそう言われてそろそろなどは思いながらも、では

おれとばあさんと2人で車なしでどうするのだと思ってなかなか運転免許証返納に踏ん切りつかなかった年代の人も、もしかしてこれを契機にそうか、そういうのがあるならやめるかというふうにして安心して返納できるような気がいたします。

また、遠距離の方々には後ろにその利用券を配付するときに一緒に乗り合わせて使うようにしようというふうな指導というか、勧めることがあれば、なおさら使いやすくなるのかなという、楽しく使えるのかなと思います。

また、きっと町としても大変でしょうから、これに使う原資は町長がこれから強くお勧めになるふるさと納税に求められたらいかがかなという気がしております。

観光協会長、そして商工会長、そして町長の新しい指導体制が整いました。お互いに連絡を密にしてこのまちをよりよい方向に導いてくださいますように御期待申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（村山修一君） 以上で、宮腰實君の質問を終わります。

次に、田中良君に許します。

田中君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして3点の質問をさせていただきます。

その前に、ことしの4月に新町長になりました湊屋新町長、また教育長で山崎教育長も今回初めての行政執行方針ということで拝見させていただきました。それを踏まえて3点、質問させていただきたいと思います。

まず、1番目にまちづくりの基本姿勢について、町長が午前中の執行方針で申しあげましたまちづくりに、行政執行の中にまちづくりの基本姿勢について書かれておりました。その中で、まちづくりの基本姿勢について町長が考える「知床らうすの未来を考えるアンダー60創生会議」と、「知床らうす未来を支えるオーバー60協力隊」を設置して、登録と後援をしていただくとのことですが、その方々を見出すためには行政としてどのような施策を講じるのか、また現段階での取り組みを伺いたいと思います。

2点目にまちづくりの基本方向について、まちづくりの基本方向に6項目を示されましたが、平成27年度における最優先項目はあるのか、この点につきまして伺いたいと思います。

続きまして、3点目に教育大綱についてです。これにつきましては教育長に答弁をお願いしたいと思います。

先ほど来、加藤議員からも質問がありましたけれども、その中に今年度4月から新教育委員会制度がスタートし、今後、総合教育会議を開催し、教育行政の重点施策である教育大綱施策を進めるとのことですが、教育大綱の中に羅臼町の特色を盛り込んでいくことがあると思いますが、現在、教育長の考える執行方針の中にあるのか、その点をあわせてお聞かせ願いたいと思います。

以上、壇上から質問は3点といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員より3件の御質問をいただきました。

1件目は、まちづくりの基本姿勢について「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」と「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」の設置に伴い、その方々を見出すためには行政としてどのような施策を講じるのか、現段階の取り組みについての御質問であります。

「未来を考えるアンダー60創造会議」は、執行方針でも述べさせていただきましたが、これから羅臼町の未来を自分たちで考え、実践するとともに七つのKを頭文字にした行動目標を掲げ、活動することで、まちづくりへの参加意欲と自主性、公共性のもと、新たなリーダーがあらわれることを期待するものであります。参加資格は60歳以下の町民、もしくは羅臼町をこよなく愛してくれる方々であればどなたでも登録することができます。

募集方法につきましては、一般公募としては町政だよりや町のホームページによる募集のほか、町内各種団体等に対する募集を考えておりますが、一般公募以外に今後のまちづくりのリーダーとして活躍ができると思われる方や期待できる方などに対しては直接登録のお願いをすることも考えております。

「未来を支えるオーバー60協力隊」につきましては、「未来を考えるアンダー60創造会議」で話されたことをお伝えし、助言、提言をいただくとともに、若い世代の応援団として後援いただき、ともに活躍協働し、経験に裏づけされたよき習慣や歴史や技術、知恵などを継承していただきたいと思っております。

この募集方法につきましても、一般公募は「未来を考えるアンダー60創造会議」と同様に行いますが、60歳以上の方にはこれまで養われてこられました素晴らしい技術や経験、知恵のある方がたくさんおられると思いますので、そういった方々へ直接趣旨を説明し、賛同していただける方がおりましたら登録をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、事業を推進するに当たって役場庁舎内に町長を本部長とするまちづくり推進本部を設置し、進めてまいります。

2件目のまちづくりの基本方向について、6項目の中で平成27年度における最優先項目についての御質問であります。

まちづくりの基本的な姿勢につきましては、これまでの取り組みに引き継ぎ、充実させていく考えであり、まちづくりの基本方向の地域を支える産業の活性化、安全・安心なまちづくり、幸せを感じる医療、保健、福祉、介護の充実、潤いある快適な生活環境の充実、豊かな心を育む教育文化、身の丈に合った財政健全化の6項目につきましては、いずれも羅臼町のまちづくりを進めていく中では欠かすことのできない重要な項目であり、羅臼町民の皆様に幸福を感じてもらえるためには、全ての項目を充実させ、推進していくことが基本的な考えであります。

その中であって、当町は日本でも有数な水産業のまちとして発展し、地域経済も水産業によって支えられてきており、持続的な水産業の発展なくしてまちの活性化を図っていく

ことができないと感じておりますので、地域経済の活性化によるまちづくりを考えたときには、基幹産業であります水産業を中心として地域内の経済を好循環にかえることによって財政の安定化に結びつき、観光の振興や雇用の拡大、医療、保健、福祉、介護の充実、教委文化の振興など、安心・安全なまちづくりにつながっていくものと考えております。

3件目の教育大綱につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 田中議員から羅臼町の教育の大綱と教育長の考える執行方針はどのようなものかについての御質問であります。

1点目の羅臼町の教育の大綱については、国の教育振興基本計画を参酌し、当町の実情に応じ振興のための施策に関する基本的な計画を定めてまいります。

大綱策定に当たっては、羅臼町第7期総合計画及び羅臼町の教育方針、羅臼町第7次社会教育中期計画の整合性を勘案しながら慎重に協議、調整していくこととなります。

したがって、議員御指摘のとおり当然、羅臼町の特色を盛り込んだ内容にしなければなりません。

2点目の教育長の考える執行方針はどのようなものかについてであります。

羅臼町教育委員会では、現在、幼稚園から高校まで連携した幼小中高一貫教育を推進しております。

また、全幼稚園、小中学校、高校の全校がユネスコスクールに登録されており、ユネスコの進めるESDの推進にも取り組んでいるところです。

さらに今年度、世界自然遺産のまち羅臼のよさを知る副読本「知床学」も完成し、幼稚園から高校までの子供たちが一貫してふるさと羅臼のよさを知り、好きになり、ふるさとを誇り、次代を担う大人になってほしいという教育を進めることが可能になりました。

また、羅臼町幼小中一貫教育研究会では、「学習のきまり」、「生活のきまり」も作成しました。この「きまり」の実現に御家族の協力が必要となってきます。

一方、生涯学習の観点から子供の育ちを考えますと、学校と家庭、PTAがしっかりと連携することはもちろん、これからは地域の連携が絶対必要ではないかと思えます。多くの社会教育関係団体の皆様に教育長として協力をお願いしております。

次に、国から示されている学習指導要領は全国的な大綱的基準となっておりますので、当町の教育を行うための課題となっている多くの諸条件の中から当町ならではの特色ある教育施策を大綱の中に盛り込むことも考えられます。

今後も教育委員会は社会教育と学校教育の連携、融合をさらに充実させ、町長部局との連携もより深めて教育施策を推進してまいりますので、議員各位を初め、町民皆様の絶大な御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、教育長にお伺いしたいと思います。今の教育長の説明の中に特色ある羅臼町の教育を大綱の中に盛り込むということで、まず一安心しております。

それと、うちのまちはやはり一番特色あるのは教育長も述べておりました幼小中高一貫教育でございます。これにつきましては、早くから取り組んでいただいて、大分基礎ができてきているかと思われまます。

ただ、教育サイド側から見まして、私たち外部から見た者の目から見ますと、幼小中高一貫教育は確かに教育サイド側では進んでいるかと思われまます。ただし、その中でありまして、まだまだ弱い部分が先ほど教育長にちょっと触れていましたけれどもPTAです。いわゆる保護者の関係、家庭の関係です。この関係が、幼小中高までいくとかなりの現役の世代では年齢のギャップがあります。この連携をつなぐということは大変、難しいことです。

中高一貫教育でありましても、中学校と高校のPTAサイドがつながってても、一つにまとまることは、これは連中のPTA会議があっても大変、難しい問題の1点であります。ただし、それがなければ新しい教育大綱につきましては実現不可能になる部分も多々あるかと思われまます。

ぜひ、その辺もあわせて、町民の周知をきちっとして、いわゆる父兄及び地域の人方にいかにして学校サイド、学校現場に入ってもらえるかという施策をぜひ講じていただきたいと思ひます。

その点につきまして何かあれば1点伺いたいと思ひます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） この点につきましては、幼小中高一貫教育につきましては、前教育長とも協議しながら、私は一生懸命協力を努めてまいりました。

その前提となるのは、やはり幼少のつながり、それから小中のつながり、それから中高のつながりということです。

羅臼町の教育につきましては、中高一貫教育というところからスタートしております。そして、小学校、中学校では義務教育という形で進んでおります。その中に幼稚園が入ってきて、幼小中高一貫教育という中の流れでつなぐと全て幼から高まではストレートにつながるという考えで進めてまいりました。

そんな中で議員御指摘のようにPTAとのつながりがどうしても難しいのではないかということをお聞かされております。それで、まず今年度は単Pの活動が地域とうまくつながっているかというところを関係団体の皆様にできるだけ関係団体の皆様が学校のPTAにどうやって盛り込んでいくか、PTAも関係団体に協力を依頼するというようなこともできないかということていろいろ資料をお配りして、どうぞ中に入ってくださいということをお説明しました。

多少、PTAの皆様にはちょっと難しい課題を与えたかなとは思っておりますけれども、この辺がうまくつながりますと、まさに羅臼の幼稚園から高校までの教育が大変うま

くいくということを考えております。

そして、先ほど言いましたようにE S Dを推進するとありました。E S Dというのは、やはり地域の課題を考える、地域の課題をみずからの問題として捉えて、それを自分のこととして捉えて、その解決に向けて考えたことが行動を起こす、そしてそれを身につけて、それが未来の羅臼町の子供たちを育てる教育につながると思っております。

ですから、このこととそれに当然、地域はいっぱいかかわってくれるものと信じておりますので、そうすることによって先ほど執行方針でも述べましたように、とにかく子供と学校、そして地域が一体となって育てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのような形をとっていただきたいと思います。

教育長の言ったE S D研修会ができるということで、開催いたしますということなので、その中にぜひ地域のことも教職員の方々にやはり連携とれるようにしていただければ、もっと教育サイドの意向が町民の皆さんに伝わるかと思われます。その辺の理解度が高めないことには、子供たちに伝わることはまず不可能と思われます。

それと「知床学」につきましても、大変貴重な副読本ができたことは羅臼町をすごく網羅してくれて大変いいものだと思ひます。そういうものの活用も教育長が踏まえて今後、進めていくと思ひますので、その点もあわせもって教育サイドに進んでいただきたいと思ひます。

それでは続きまして、まちづくりの基本方向について6点、町長に質問させて、最優先の項目あるのかということを知いて町長から答弁をいただきました。6点、全項目につきまして、これは重要なことだということは町長から知いて安心して知いました。

特に、地域を支える、産業の活性化というのが町長も言うように、私もそこがキーポイントになると思ひます。いろいろな施策がそこからスタートして知いきます。スタートさせることによつて、確かに言葉で言う分には大変に簡単なことだと思ひますけれども、それを行うことによつて、いろいろな行政の支援、または資本力も必要になって知きます。

羅臼にはまだまだ寝ている未開発の部分があります。これは有効利用するとかなり影響力が出るものが多々あろうかと思われます。その辺につきまして、ぜひこれにつきましては町長、この6点肝入りでやつていただきたいと思ひます。

それに踏まえて、その後だと思ひます。町長が一番先に知上げて知いるまちづくりの基本構想の、「知床らうすの未来を考へるアンダー60創造会議」、「知床らうすの未来を考へるオーバー60協力隊」と知いうのは、まず町長の姿勢が知えてからでないと、多分、「知床らうすの未来を考へるアンダー60創造会議」も「知床らうすの未来を考へるオーバー60協力隊」も何をどこを協力して知いくのだと、知う知う姿勢をとるのだ知いうことが一番大事だ知思うので、その辺をもう知ちょっと詳しく知聞かせて知いただければ知ありがたいと思ひます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほどの6点につきましては、しっかり執行方針のとおり進めてまいりたいというふうに思っております。

私の掲げているKプロジェクトという中の「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」と「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」、これにつきましては、まず一番大事なところですが、やはり10年後、15年後、20年後、30年後、もしかすると50年後、自分たちの住んでいるまちがどうあるべきか、どうなってほしいのかということを実は一緒になって考える機会というものが何もなかったらというふうに僕は思っています。

僕はいろいろなところで、いろいろなこともやっていたから、そういった意味ではいろいろな影響を受けてきたことは確かなのですが、このまちのこれからの若者たち、それからこれからは支えていく人たち、これがアンダー60の人たち、10年後、15年後の未来を自分たちでどう考えるべきかということ、まずここで話したいというふうに思っています。

確かに、漠然とした形の中で捉えられているかもしれませんが、一番その中で7Kというものを掲げてさせていただいておりますけれども、私が一番大事なのは気づきだと思っています。自分が住んでいるまちが今どんな状態にあって、自分は何をすべきなのかということにまず気づいていただくためのきっかけをまちとしてはつくっていききたいという思いであります。

その中で、このアンダー60、簡単に言いますと60歳以下で羅臼の未来をつくっていきましょうということです。ここだけ言うと非常に60以上の人から反感を受けるかもしれませんが、ただ60以上の人たちには60以上の人たちの役割というものがあるのだろうと私は思っております。

実際に考えたときには、これは50歳でもいいのか、60歳なのか、70歳なのかといういろいろありましたけれども、結果的にやはりこの60という、還暦というところのくくりの中で将来を考える人、それから今までの自分をしっかり見直して後世に残していける人、そういった形の中でこのくくりをさせていただいております。

この中で考えなければ、いきなり例えば町の方針のことをぶつけていってもなかなか難しいかというふうに思っていますし、いろいろなテーマを掲げていきたいというふうに考えています。

先ほど言いましたけれども、例えば一つをとってみますと、このまちの現在のスポーツというのはスキーであります。これについては、私がスキーがいいのか悪いのかということではなく、こういった会議の中でスキーのままでいいのか、もしくは違うものが何かあるのか、どうなのかということも含めてみんなで協議をしていきたい。

例えば、花は芝桜です。そういったことも含めて、そういったことも一つのテーマとして考えていければなというふうに思っていますし、そのテーマを皆さんに御連絡をさせて

いただいて、その中で自分はこのテーマについて考えていきたいのだ、参加したいのだという人を募ってやっていくのだと。また、違うテーマも設けていきたいと思いますし、いろいろな形の中で皆さんから伺った中で一つ一つのテーマに沿って、この中で進めていくことになろうかと思います。

当然、ここでどんどんそういった話し合いというものができてくる中で、これがもっと成熟していけばまちづくりの基本的な部分について、こういった会議の中で考えていくことも将来的にはあろうかというふうに思っておりますので、この会議が将来的には重要な役割を果たすのだというふうに私は思っていますし、その方向に向かって頑張っていきたいなというふうに思っています。

また、「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」の会議の方々には、現在まで培ってきたものをどう後世に残していくかということも踏まえ、考えていただきますし、また60歳以上の方々が抱えているさまざまな問題、今、非常に難しい問題もありますし、不安もあるでしょうし、いろいろな問題について助言をいただいたり、提言をいただいたりしながらまちづくりに反映させていただきたいというふうに思っていますし、60以下の「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」で話されたことを受けて、この協力隊の中で何ができるか、どういったかわりを持っていくのかということも含めて御相談をさせていただきながら、自分たちで活動していただくというふうに考えております。

一言でなかなか言いあらわせない部分はありますけれども、こういったきっかけをつくっていくことによって気づいて、そして行動に移していただく、その中で新たなリーダーが生まれるということを僕の中ではかなり期待をしているところであります。

どうでしょうか、わかっていたかどうかわかりませんが、思いとしてはそういった形ですし、行政としてもしっかりこれについて支援をしていくという形は見守っていききたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 町長の思いというのは、今、私聞かせていただきました。

町長の行政執行方針の中で、私たち実はほとんどオーバー60なものですから、多分わかりやすいようにこういうような図をつくってくれたのだと思います。

この中で一番、湊屋新町長にお願いしたいところは、まずこの気づきというのは、私もこの1番目は一番大事なところだと思います。

それと、あわせもってこれが進むことによって、熟成することによって、これが人づくりのベースになると思います。これが、まず人づくりのベースです。気づいて計画を持って、自分の意見を述べるまでの人たちが集まると一歩前へ進みます。これは私たち議員初め、みんなどの場所においても培ってきたものです。

今、羅臼町でリーダーを養成するためにいろいろな施策をしていることなのですけれども、ぜひこの辺の点につきましても人づくりのベースとなることが基本となります。特

に、羅臼を考えるのであれば、ぜひ町長に2点ほどお願いしたいことがあります。

まず1点目は、この若者たちにぜひ外から羅臼を見れる機会を与えていただきたい。これはまち中に見えない部分が多々、多くあります。ぜひ、これはお金のかかることです。でも、いいまちから例えば羅臼町を見直していただければ、そういう面に対して自分たちの考えている立つ位置とか、いろいろな位置が見えてくると思います。

いろいろな難しいことを言うと、多分、若い人方は難しい、とっつきにくくなってしまいうので、まず何か一つ、先ほど町長言った町のスポーツであろうと、花であろうと、木もそうです。そういうようなことをきちんと私たちの子供たち初め、若者に伝えていただいて、それを考える機会として発信させるのは大変いいことだと思いますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

二つ目には、それをつなぐための潤滑油が必要です。ぜひ、オーバー60も含め、羅臼には経験値の豊かな人がいっぱいおります。そういう人方のいいところを絞り出すように集めていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま2点の御提案をいただきました。

確かにそのとおりだというふうに思っています。いろいろな機会をつくる、当然、ここにこのまちだけで考えていても、非常に狭い考え方になってしまうというのがあるかと思えますし、やはり外からの視線というのが非常に大事だろうというふうに思っています。

確かにこのまちの人を外に出す、当然、研修という形であったり、いろいろな形があるかと思えますし、また外のいろいろな考え方をこのまちに持ってくるという考え方もあろうかというふうに思っています。

いろいろな方々のお話を伺ったり、その人方と一緒に行動することによって刺激を受けるといふ、そういったこともあろうかと思えます。

これについては、当然ながら実は職員の研修についても私自信はどんどんいろいろな機会にいろいろな経験をしていただきたいというふうに思っています。議員時代からやはり羅臼町の職員は羅臼町の町民のために働いていかなければならない組織でありまして、その方々のスキルをいかに上げていくか、経験値をどれだけ上げていくかということが非常に大事なことだと思っておりますので、これについては職員も含めて、それからまちのこれからを担っていく人たちも含めて、そういう機会もつくっていければというふうに思っております。

また、いろいろ経験をされてこられた60以上の方々につきましても、当然、若い人たちと一緒に交わって、一緒になって活動していただくというのは当然のごとくつくらなければいけないと思えますし、その人たちの持っている経験や、わざや技術、いろいろなものを知恵も含めて継承していただく場というものも非常に大事になってくると思っておりますので、今の2点についてはよく肝に銘じて、このプロジェクトを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように取り組んでいただけることを願います。

最後になりますけれども、ぜひ先ほど新町長から役場職員等も言いましたけれども、全町民のいます、町民も含めてこういうような機会、接触できる機会、いい機会だと思います。

他業種のもものが集まるというのはすごくいい刺激の場所になります。いろいろないい点、悪い点見えてきます。そういうような話をするところがスタートだと思いますので、ぜひそのような取り組みをしていただくことを願って、私も一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 以上で、田中良君の質問を終わります。

これで、町長、教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問を終わります。

ここで、2時50分まで休憩します。2時50分再開します。

午後 2時33分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第9号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 報告第9号繰越明許費繰越計算書についてでございます。また、この後予定されております議案第35号、36号、37号につきまして、副町長並びに担当職課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 報告第9号、議案の1ページでございます。繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

2ページをお願いいたします。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名はテレビ中継局整備事業費、翌年度に繰り越す額1,548万1,000円でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名、地域創生先行型交付金事業3,041万8,000円を繰り越すものでございます。なお、この事業内容につきましては、それぞれ各常任委員会で説明したとおりでございます。

6款商工費1項商工費、事業名、地方消費喚起・生活支援型交付金事業、繰り越す額1,866万5,000円でございます。この内容につきましては、第1回定例議会において、繰越明許費として議決をいただいたそれぞれ3事業でございまして、27年度に繰り越して使用するために繰越計算書を作成いたしましたので、報告するものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第9号繰越明許費繰越計算書は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第9号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第8 議案第35号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第35号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の3ページをお願いいたします。

議案第35号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,680万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,060万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入の説明をいたします。

11款分担金及び負担金42万7,000円を追加し、4,049万5,000円。2項負担金42万7,000円を追加し、3,574万5,000円。

13款国庫支出金667万2,000円を追加し、1億6,825万2,000円。2項国庫補助金667万2,000円を追加し、4,708万8,000円。

14款道支出金55万円を追加し、1億1,253万7,000円。2項道補助金55万円を追加し、2,386万6,000円。

16款1項寄附金105万円を追加し、2,316万7,000円。

18款1項1,528万5,000円を追加し、3,001万8,000円。

19款諸収入282万円を追加し、5,188万6,000円、4項雑入282万円を追加し、5,135万円。

補正額の歳入合計2,680万4,000円を追加し、合計36億2,060万円となるものでございます。

歳出。

2款総務費430万9,000円を追加し、6億8,686万7,000円。1項総務管理費388万3,000円を追加し、6億5,068万7,000円。

2項町税費42万6,000円を追加し、670万4,000円。

3款民生費776万4,000円を追加し、4億5,619万7,000円。1項社会福祉費530万5,000円を追加し、3億5,697万4,000円。2項児童福祉費245万9,000円を追加し、9,913万9,000円。

4款衛生費122万円を追加し、5億9,995万5,000円。1項保健衛生費122万円を追加し、2億2,672万2,000円。

5款農林水産業費162万7,000円を追加し、7,868万2,000円。3項水産業費162万7,000円を追加し、6,029万3,000円。

6款1項商工費824万円を追加し、7,586万6,000円。

8款教育費364万4,000円を追加し、3億1,638万9,000円。2項小学校費123万4,000円を追加し、5,026万7,000円。4項幼稚園費131万5,000円を追加し、1,348万3,000円。5項社会教育費21万6,000円を追加し、2,780万3,000円。6項保健体育費87万9,000円を追加し、9,960万7,000円。

歳出合計2,680万4,000円を追加し、36億2,060万円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。事項別明細書の説明でございます。

11款分担金及び負担金2項負担金3目農林水産業費負担金42万7,000円の追加でございます。これにつきましては、漁業共同組合がウニ種苗センターの土地代を全額負

担をするということで見直したための歳入でございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金619万2,000円の追加でございます。それぞれ子育て世帯臨時特例給付金の事務費合わせたものでございます。3目衛生費国庫補助金48万円の追加でございます。未熟児の出生による療育費の給付補助金が国から2分の1の補助金となっております。

14款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金31万円の追加でございます。これはジョバンニの島上映にかかわる北海道からの補助金でございます。3目衛生費道補助金24万円の追加でございますが、国庫補助金の4分の1に当たるものでございます。これも療育費の給付金でございます。

16款1項寄附金総務費寄附金でございます。105万円の追加でございます。まちづくり基金に寄附金をいただいたものでございます。中学校建設に個人1件、団体1件の寄附があったものでございます。

18款1項1目繰越金1,528万5,000円の追加につきましては、この補正の財源に充てるため、前年度繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入4項3目雑入282万円につきましては、1点目はコミュニティ助成の補助金でございます。2件目につきましては、町有物件の災害共済金でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費105万円の追加でございます。歳入にありましており、知床まちづくり基金に個人1件、団体1件の寄附金がありましたので、それぞれ積み立てするものでございます。7目自治振興費250万円の追加でございます。連合町内会より申請があったイベント用のテントにつきまして、コミュニティ助成を求めているところ、補助の決定があったものでございます。8目北方領土対策費33万3,000円の追加でございます。これにつきましては、北方領土の啓発のパンフレットの作成、また、元島民の体験をもとに作成されましたジョバンニの島の上映、児童生徒、一般対象に羅臼町内で上映をするための著作権の使用料、いずれも北海道の補助を受けてやるものでございます。10目財産管理費につきましては、財源内訳の調整でございます。

2項町税費1目税務総務費42万6,000円の追加でございます。これにつきましては、12ページ、13ページをお願いいたします。確定申告に伴います町税還付、あるいは配当割、株式譲渡の還付金が生じたため補正をするものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費373万3,000円の追加でございます。消費税の引き上げによる低所得者に対する措置として支給をするものでございます。臨時福祉給付金として1件当たり6,000円の525名分を給付されるものでございまして、全額国庫補助でございます。2目社会福祉施設費93万2,000円の追加でございます。これにつきましては、コミュニティセンターの維持補修にかかるものでございまして、岬町のコミュニティセンター、峯浜町のコミュニティセンター、それぞれ外壁の補

修をするものでございます。3目老人福祉費の64万円の追加につきましては、温室園芸ハウスの雪害によりまして屋根のガラスが破損したため、これの補修に充てるものでございまして、2分の1につきましては共済金を充てるものでございます。

2項児童福祉費2目児童措置費245万9,000円の追加でございます。これにつきましては、消費税引き上げによる子育て世帯の影響緩和のために国から支給されるものでございまして、1世帯当たり3,000円掛ける700人を予定してございます。これも、全額国の補助でございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費26万円の追加でございます。今後、墓地使用の予定がないという申し入れがございましたので、返還金として26万円の追加補正でございます。5目乳幼児等医療費96万円の追加でございます。未熟児1名の出生があり、医療費の増となったための補正でございます。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費162万7,000円の追加でございます。それぞれ補助申請をしておりましたが、額の確定に伴いまして増額するものでございます。ウニ種苗移植にかかるものについては112万8,000円、海獣被害防止に対しましては49万9,000円、それぞれ北海道の額が確定したことによる町の負担分でございます。

6款1項商工費6目公園管理費16万5,000円の追加でございます。19ページをお願いいたします。修繕費でございまして、昨年12月の高波によりましてセセキ温泉の湯船が破損されましたので、この修復に充てるものでございます。8項温泉供給費807万5,000円の追加でございます。自家発電機設備の老朽化による破損でございます。これにつきましては、非常用の停電時における発電機でございまして、現在、使用不能ということでございまして、早急に対応しなければならないということで807万5,000円の修繕料を追加するものでございます。

8款教育費2項小学校費1目学校管理費123万4,000円の追加でございます。春松小学校の鉄棒の修理でございます。今年度の豪雪の影響によりまして破損した鉄棒の修理及び移設を行うものでございます。4項幼稚園費1目幼稚園管理費131万5,000円の追加でございます。1点目は、職員の出産に伴う休暇の代替教諭の賃金でございます。もう1点につきましては、幼稚園長の通勤にかかる費用弁償が発生したために追加するものでございます。5項社会教育費2目公民館費21万6,000円の追加でございます。公民館大ホールの音響設備の老朽化により使用不能となっておりますので、音響機器のリースを行うものでございます。6項保健体育費2目体育館費87万9,000円の追加でございます。現在、体育館はスポーツクラブらに委託をしておりますが、これは前々年度からの課税売り上げ1,000万円以上になりますと、消費税の課税義務が発生されるということでございまして、当初予算に計上漏れがあったということでございますので、追加をさせていただくものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

7番松原臣君。

○7番（松原 臣君） 18ページの幼稚園の管理費について、教育長のほうにお伺いしたいのですが、旅費の費用弁償で54万円等々、春松幼稚園の園長に出しているということで計上されておりますけれども、委員会でも質問したのですが、そのとき教育長いけば教育長にお答えいただきたい、教育長が所用でいなかったということで改めてお聞きしたいのですが、幼稚園の最高責任者は通勤と、それも中標津ということで、何か、例えば幼稚園の冬るときこれだけこしも豪雪等あって、管理体制をする上で例えば幼稚園休園にするとか、途中で吹雪きで帰らせるとかという場合、その肝心なそういうときは中標津が吹雪きだったり、当町に來れないというようなことも考えられます。

また、そのほか危機管理含めていろいろあるかというふうに思いますので、この通園して園長をするというのは春松幼稚園の最高責任者としてこのまま運営指揮にかかわるのではないかというふうに私、心配するわけですが、また保護者含めてそういう場合の幼稚園の最高責任者がいないということになれば、もちろん副園長等いるわけですが、情報交換しながら現在もやっているという、委員会のお話ですが、これはやはり改善すべきことだと私は考えております。

その点、お答えをいただきたいです、以上です。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） お答えいたします。

現在、幼稚園は学校教育法というところでなっております。それから、昔は保育園ということで、学校教育法で定まっている幼稚園、幼稚園教育要領にのっとって運営しているのですが、この羅臼町の場合は平成19年、幼稚園にかわったのは。そのときに、幼稚園の園長、学校教育にのっとって幼稚園の園長さんを募集したところ、当町にいないということで、そのときにいろいろ管内含めて園長の募集をかけたところ、平成19年度におきましてははないという経緯で、教育委員会の教育指導主幹やっていた佐々木先生が代替という、代替というか兼職でやられたということなのです。

それで、この辺については、やはり学校教育にのっとってやっているということから、どうしても教育の質を上げるという目的があります、そのために目的を羅臼町内で探したところ、なかなか希望がないということでこういう経緯になっているかなと思います。

それで、今年度、春松幼稚園につきましては前松本園長が退職ということで、そのかわりということで松本、現在工藤園長が今年度退職したということで、根室市よりこちらに、中標津町に戻ってくるということでお願いをしたところでございます。

ことしの場合、工藤園長には教育委員会の特別支援教育主幹という仕事も兼ねております。これについては、まちの特別支援教育のやはりまだ進んでいない部分があるということなので、それを含めてお願いしているところです。

それで、これについてはいろいろ確かに中標津町から通って園の管理はどうなっている

のだということ、御指摘のとおりなのですけれども、一応、幼稚園には副園長という職で、以前は主任の先生だったのですけれども、副園長という先生が名前をつけて配属されておりまして、その先生が園管理をやっているというところです。

それで、将来的にはやはり、この辺の問題もやはり最近では吹雪で通えなくなる事情もこれから起きるといことが予想されます。それで何とか園経営がうまくいくようにするためには、やはり地域の人材をこの学校教育にのつとる幼稚園の経営ができるという先生を本当はできればいけば結構なのですけれども、この辺がちょっと難しい課題になるかなと思っております。

将来的に改善の要するところがございますけれども、なかなかちょっとこの辺は難しい問題だということです。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 私は例えば、今、説明があったような質向上とか、それはもちろん努力しなければならない部分だろうというふうに。私が聞いているのは、園長は最高責任は副がやっていると、代替やっていると、だけども何かミスがあったら園長の責任ですよね、これ。副園長が判断してやったとしても。だから、やはり最高責任者がやはり羅臼町内に住んでいるということがやはり第一条件ではないかというふうに私は思います。

そしてまた、委員会で聞きましたら町の職員でもあると、町の職員はやはり、事情は、気持ち的にはわからないわけではないですけれども、そういう管理をきちんとするという上において、やはりそれを条件として飲んだという、通園をやむなく飲んだのでしょけれども、やはりそれを含めて十分に人選する上において、やはり幼稚園の最高責任者はやはり通園とはおかしな話だと私は思っております。

やはりきちんと町内に住んでいただいて、幼稚園の経営、運営にしっかり対応してもらわなければ、やはり何かあったときの責任がきちんと明確にならないのではないかというふうに、ただ名前だけというような形になるのであれば、やはりやる方も切ないだろうというふうに思いますし、副園長がもちろん補佐するのはどんな仕組みの、学校であれば例えば校長いて教頭がいるようなもので、そうしたら教頭が全部やって、そうしたら責任だけ校長とりますという話にはならない。

やはり、最高責任者がやはりその場所においてきちんと指示した上で何かあるのであれば、それなりの反省もできるのでしょし、今後の対策もできるのでしょけれども、やはりきちんと今後、早目に今後対応するというお答えをいただきましたけれども、早目にきちんとその体制づくりをするようお願いしたいと思います。

もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 将来的には当然、改善を要するところではないかなと思ます。

現在、両園長とも嘱託という形で、幼稚園の先生方の勤務時間のトータルと、それから

幼稚園、園長の勤務時間とは当然、嘱託ですので時間的には少ないという状況もあります。

ですから、始まりから幼稚園の仕事の分野であります幼稚園の子供たちを預かる時間帯にまでは園長はいるということになっておりますので、そういうとき、問題があったときにはいろいろ対応できるかなと思っております。

先ほど言っていましたように、やはり冬期間の園長の不在ということを考えますと、当然、将来的に改善を要する、それからまた幼稚園の先生方、将来やってくれるような先生、園長としての確かな方が羅臼町に在町してくれるような人材を今後とも探していかなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 将来的にやはりこれは任期もあるでしょうから、きょうあすに私はやれということでは、やはり前向きに真剣にやはり運営のトップが通園するのではなくて、やはり地元に子供たちの目の届くような場所において管理運営していただきたいなという思いがございますので、ぜひ早目に進めていただければなと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第35号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第36号 羅臼町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第36号羅臼町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 議案の22ページをお願いいたします。

議案第 3 6 号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。  
羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
2 3 ページをお願いします。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正は、福島復興再生特別措置法の一部改正により、羅臼町町営住宅設置及び管理条例で引用している条項にずれが生じたためによる改正でございます。

第 6 条中、第 2 9 条第 1 項を第 3 9 条第 1 項に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料としまして、別冊の参考資料 1 ページ、資料 1 に新旧対照表を載せておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第 3 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 3 6 号町営住宅設置及び管理条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 9 議案第 3 6 号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 0 議案第 3 7 号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

---

○議長（村山修一君） 日程第 1 0 議案第 3 7 号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 議案 2 4 ページをお開きください。

議案第 3 7 号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙、羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、今後新たに活用を予定しております事業を追加するものでございます。詳細につきましては、別紙の羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更で御説明申し上げますので、別紙の2ページをお開きください。

今回の変更につきましては、放課後児童クラブ施設管理運営事業及び羅臼小学校屋根改修事業の追加でございます。

表の右側の網掛け箇所が追加する事業でありまして、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の中に、放課後児童クラブ施設管理運営事業を追加し、教育の振興の中に羅臼小学校屋根改修事業を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号過疎地域自立促進市町村計画の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第37号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 発議第4号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定  
について

---

○議長（村山修一君） 日程第11 発議第4号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松原臣君。

○7番（松原 臣君） 発議第4号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

羅臼町議会会議規則、平成2年規則第8号の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年6月25日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員松原臣。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同じく小野哲也、同じく坂本志郎。

羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則。

羅臼町議会会議規則、平成2年規則第8号の一部を次のように改正する。

第2条に、次の1項を加える。議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。

附則。

施行期日、この規則は公布の日から施行する。

提出理由。

議会における欠席の届けの取り扱いに関して、社会情勢を勘案し、出産の場合、欠席の届けについて新たに規定するものである。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 発議第4号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 発議第5号 羅臼町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定  
について

---

○議長（村山修一君） 日程第12 発議第5号羅臼町議会傍聴規則の一部を改正する基規則制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松原臣君。

○7番（松原 臣君） 発議第5号羅臼町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について。

羅臼町議会傍聴規則、平成2年規則第9号の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年6月25日、提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、松原臣。

賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく小野哲也、同じく坂本志郎。

羅臼町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

羅臼町議会傍聴規則の平成27年規則第9号の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中の、杖を削る。

附則。

施行の期日、この規則は公布の日から施行する。

提出理由、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関し、社会情勢などを勘案し、杖については削除するものである。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 発議第5号羅臼町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 発議第6号 平成27年発生の暴風雪による農業用施設被害  
への支援措置に関する意見書

---

○議長（村山修一君） 日程第13 発議第6号平成27年発生の暴風雪による農業用施設被害への支援措置に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第6号平成27年発生の暴風雪による農業用施設被害への支援措置に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年6月25日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく鹿又政義、同じく加藤勉。

平成27年発生の暴風雪による農業用施設被害への支援措置に関する意見書。

平成27年1月からの度重なる暴風雪の発生によって、当管内の酪農畜産業においては、農業用施設の倒壊等多大なる被害があり、その後の営農に大きな影響を及ぼしてい

る。

燃油や飼料費を主とする資材価格の高騰など、本道の農業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、復旧予算の確保が難しく、再建に時間を要する事態となっている。

当管内の営農には、積雪への対応は必須であり、冬期間を迎えるために農業用施設の再建を進めなければ、経営継続や後継者の就農の断念等が見込まれ、限界地で営む地域のコミュニティ存続が危機的状況にある。

このような中、道民に対する農産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる農業者の経営安定を維持するため、国におかれては下記の暴風雪による農業用施設被害への支援措置の創設を図られるよう、強く要望する。

記。

平成27年発生 of 暴風雪による農業用施設被害への支援措置を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 発議第6号平成27年発生 of 暴風雪による農業用施設被害への支援措置に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定しました。

---

#### ◎日程第14 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第14 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決

定しました。

---

◎日程第15 議員派遣の件

---

○議長（村山修一君） 日程第15 議員派遣の件を議題とします。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元の配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 村山修一

議員 小野哲也

議員 坂本太郎